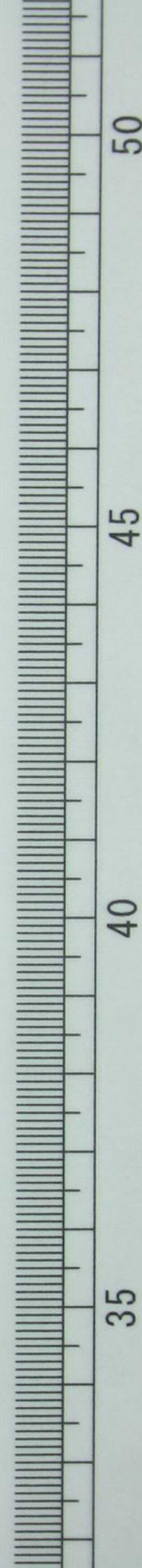
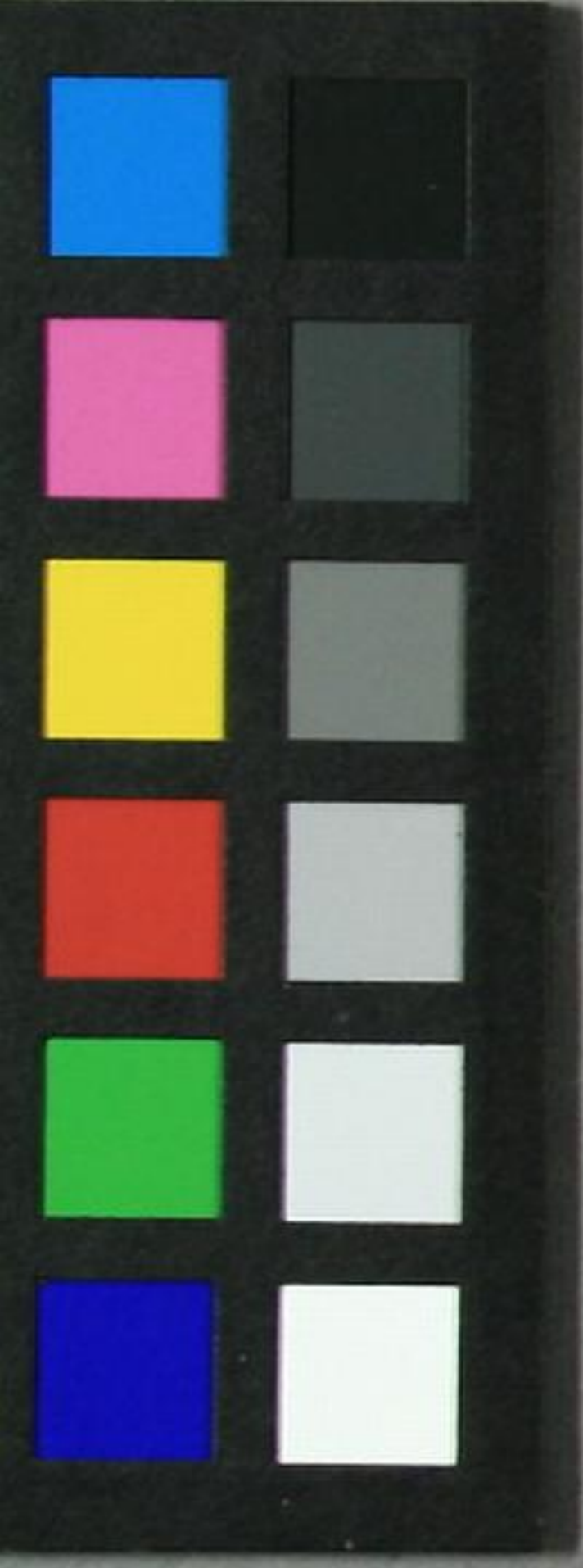


政治原論

下卷

特別
14
1919
659



易も行ゆるを得ば尙ほ可なり然るに事の實際を顧みるに決して然らず或は法律を誤解するものあり誤解するにあらざるも公然之れに背戻する者あり若し夫れ之れをして法律に従ひてむる者なき時の主権者の命令の終に盡餅に属せずんばならず而して之れを理するも又た主権者の一事業なり主権者の事業豈に鮮少なりとせんや今夫れ如斯き百端の事業を取り同一の人交々相任せば其繁忙なるの言ふまでもなく終に事務を混亂錯雑するの弊なきを得ず是れ主権者が官吏を擧げて主権を代理せしめ以て繁務を分擔せしむる所以なり又た事務の混亂錯雑を防ぐ所以なり而して代理人の事の既主権論の末段に述べたるを以て贅するを止め今こゝに政權分掌の事を述べべし

主權分掌の由來

政權の如何に分掌せらる乎

抑々政權の如何分掌せらるる者なるか彼の政府部内に省と云へ局と云へ千萬の部門あるの皆な政權を分掌するものにあらざるのなり

三大部局

政權の分掌の亦分業の理の基

然れども分掌部門を大別すれば僅かに三あるのみ即ち冒頭に述べたる如く法律を制定するものと之れを執行するものと之を解釋して違法を正すものと是れなり而して之れを立法行政司法の三大部局と云ふ爾餘幾百千萬の部局の皆な之れに属隸するものたるに外ならざるなり蓋し分業の大原則の只たに經濟上に於て必要なるのみならず實に百般の事業を進むる至大の方便なりとす故に政治上も於てのみ獨り此の便法の適用されざる理ある可らず畢竟此の三大部局の起りたるが如きも政務運行上の便利より自然に起りたる分業法と云はざるを得ざるなり但し三大部局を置くの利便なるを理論上より説きたる者太古に之れ無きにあらず夫の希臘の哲學者亞リストトル氏の如き遠く數千年前に之れを論じたることあり曰く凡そ何種の政府たるを論せず必らず三大部局の其間に存せざる者はあらず而して三大

亞氏の三大部局を理論上に説きたる鼻祖なり

第十八章

政府の三大部局を論ず

三大部局の
亞氏の
發見に非
らず

其由來久
矣

其必要を
論じなる

部局の排置其宜しきを得る者の能く國家の秩序を保ち之れをして治
平ならしむるを得べく否らざる者の常に國家を危殆の位地に置くべ
し夫の邦土の盛衰を殊に甲興り乙仆る者皆な其整理排置の宜
しきを得ると得ざるとに由るなり三個の部局とい何そや一に曰く公
事を商議する者二に曰く公事を施行する者三に曰く聽訟斷獄の事を
掌る者は是れなりと蓋し吾人の知る所を以てすれば三大部局の説を立
てたる者の亞氏を以て初めとすと雖も亞氏又敢て三大部局を分つ
の必要を自ら發見したるにあらず其の既に實際に行はれたる成績に
就て説を立てたるに過ぎざることを言外に明らかなり以て政府を三大
部局に分つ由來甚た久しきを覺るべし
政府を三大部局に分つとい施政の利便上自ら之れを然らしめたる者
なれども之れを憲法に明載し互に相箝制するの機關たらしむるに至

以て亞氏を
三大部局
の分立は
利便上必
要なる故
のみなら
ず他も必
要なる事
情ある所
以に相箝
制し權力
濫用を防
ぐの便
三大部局
の職掌

りたるの實に亞氏先づ必要を論じ後世の政治學者相踵て之れを祖述
したるの効に由らずんばあらず今請ふ政府に三大部局を分立するの
唯一利便上必要ある故のみならず別に又必要なる事情ある所以を論
せん抑々權力を得れば之れを濫用し易く而して之れを濫用して其極
に至るの人情の常勢なり今夫れ單獨一体の主權者にして立法行政司
法の三權を併掌せし左手に苛法を制し右手に之れを虚施するを得べ
く又た法律の見解の如きも隨意に之れを定むることを得べし如斯き
利器を併せ擁するに於ては豈に自ら戒心して擅恣を制する者あらん
や然るに政權を分つて各々之れを專掌するに於ては立法の局に當る
者の只た法の國家に適するや否やを見るべし法を司る者の立法者の
定めたる法律を承け其の可不可便不便を問はず立法官の意を釋放
之れを鮮明適用し權義を判斷することに勉むべし行政官も又た法律

第十八章 政府の三大部局を論ず

三大部局の關係

を承け其範圍に於て政治を施すべきなり而して三者各々政權を分任する以上互に他の侵略を欲せざるの勿論にして若し他の之れを侵すものあるとき之れに故障を容れて相箝制すべし例へば今立法の局に當る者法律を制定し之れを行政の局に當る者に移し之れを行ひしむるも當り行政官たる者其法律の範圍外に出るの措置を爲すが如きことあらば是れ即ち立法の權を重んぜざるものなり立法官たる者豈に黙視して止まんや司法官の行政官に於けるの關係も又た如斯し若し行政官にして司法官の裁斷する所を履行せず或は罪ある者も之れを赦し罪なき者も刑に處するが如きことあらんには行政官又た黙視せざる可きなり斯く互に相監視するが故に苟くも三大部局相合体して虐政を施さんとする場合を除きて何れの部局と雖も權を越へ自ら擅にする能はざるなり是れ政府を三部局に分つの施政上獨

三大部局の各々獨立の地位を有たざる可らず

三大部局の獨立の地位を有たざる可らず

り便なるのみにあらず又た其擅恣を制するに缺く可らざる所以也然りと雖も三大部局を分つても各々獨立の地位を保つにあらざれば未だ以て牽制の功を全ふする能はず例へば今三大部局分立すと雖も立法の常に行政に干渉し其爲す所に任せず行政の又た司法の所爲を左右するが如くんば三大部局の名義上の區別に止まり實際に至りては一部局たると異なる所ろなけん是れ三部局が各々獨立の地位を有せざる可らざる所以也然りと雖も其の所謂ゆる獨立と云ふ者の厳格なる意義を用ひたるにあらざれば唯々某々の權限を關して獨立の地位を有つべしと云ふに過ぎざるなり例へば英國の行政官長たる女皇陛下の特赦の權を有すと雖も審訊判決の事に至りては全く司法官の隨意に任す毫も干渉せざるが如き是れなり此事を就て尙ほ後段に詳述すべし蓋し政權の統一を貴ぶ故に之れを分つて三とない四とな

第十八章 政府の三大部局を論ず

三權鼎立
説を取す

すも、必らず、數者、を申通するの、脈絡なく、んば、あらず、若し、夫れ、然らず、全
 然、獨立の、位地、を保ち、各々、一隅に、割據せしめば、事務、溢滞し、政治、の、運、行、
 は、停止、せ、すんば、あらず、
 然るに學者之れを思はず或は三權鼎立の説を唱ひ三權をして各々嚴
 格ある獨立の位地を占めしめんとするのみならず進むて其權力を平
 等ならしめんとするものあり何んぞ思はざるの甚しきや夫れ三權鼎
 立説の由りて起る所以の必竟國家を以て鼎に比し三權を以て鼎脚に
 擬し鼎の安着するを得る所以は鼎脚各々相齊しきに由るとの理より
 推し國家又三權相齊しきを得て初めて安固なるを得べしと論したる
 者ならん一應之れを考ふれば理あるが如しと雖も國家と鼎との素と
 同性質の者にあらず二者同性質の者にあらず以上の一は眞なるの
 理の之れを推して必らず他に眞なりと云ふ可らざるなり夫れ鼎の定

格

此説の誤
家と鼎と

を同一視
せるに原
因す

三權中自
ら主従の
別あり

三權平等
なるを得
ざる所以

行政、司
法の理論
上立法に
其權を讓
らざるを
得ず

着して動かさるものなり只た夫れ然り故に其脚偏短偏長なる可らざ
 るなり國家の之れに反し活動して常に止まざるものなり活動止ま
 さる者を安着せしめんとす是れ偶々政治を阻滞するのみ是れ豈に喜
 ぶべきのことならんや然り而して政治を運行せしめんとすれは三權
 の内自ら主従の別ありて主たる者従たる者を率ひすんばあらず是れ
 三權互に平等なるを得ざる所以也而して三權の性質を查察するに實
 に此の別の免る能はざる者あるを知る即ち通規を設けて爾餘の二者
 を約束し其の限界を定むる者の立法これなれば行政司法の二者の理
 論上自ら其權を讓らざるを得ざるなり之れを要するに亞リスト
 ル以下の學者の氏が説を祖述するに汲々たるの餘り極端に趨りて遂
 に三權鼎立の説を唱ふるに至りたりと雖も三部局互に相箝制する
 の利を教ひたる者の實に諸學士の賜なりと云はざる可らず、

第十八章 政府の三大部局を論す

第十九章 立法と行政の關係

○立法行政の區別○立法部必らずしも制法のみを職させず行政部又必らずしも行法のみを任せず○行政首長法律制可制可の權を有す○不制可權の濫用を防ぐ二法○行政部の監視は立法部の所掌なり○第二行政事務の一事一項を監視するの法○第二、行政事務の總体を監視するの法○政府の經費を定むるの法○議院の議定を経るを要せざる政費科目○其議定を要する費目○分配條例の必要○第三、行政官の罪狀を告訴するは監視の第三法たり(彈劾法)外國と締約するの權は行政首長に屬す○開戦の權も亦同し○海陸軍の權行政に屬す○警察權も亦行政に屬す立法部警察權を箝制するの法、

立法行政司法の三大部局が各々掌る所と互ひに離る可らざる關係を有する所以とい略々前章に述べたりと雖も更らに各部の關係を詳かにするにあらすんば未だ以て満足す可らず請ふ先づ立法と行政の關係より論せん、

立法行政の區別

抑々立法部の法律を制定するの處なること既に述べたり然れども法

區別の要點

律を制定するもの必らずしも立法部に限らず夫の行政部の命令する所の布達の類も又た是れ純然たる法律なり故に立法部の法律を制定する者なりと云ふを以て未だ之れを行政部と區別する能はざるなり、然らば即ち區別の要點何れにあるや諸説紛々たりと雖も今且らく獨逸の行政學者の説に従ひば彼の一般の應さに遵奉すべき通規法則を制定發布するものを立法部と云ひその特殊の部局に對して効力ある命令を發布するものを行政部と爲すが如し而して行政部發する所の法律ハ即ち立法部に制定せる法律を實施するの手續順序等を細析明示するもの及び法律の明文に基ついて制定するもの、二類にして共に立法者が發布せる法律の範圍内に於て制定する所の者なり但し國によりてハ行政部をして立法者が設けたる法律の範圍外に法律を制定せしむることあり即ち事頗ぶる急を要し立法院の開局を待つ能

行政部制法の制限

行政部制法の例外

第十九章 立法と行政の關係

立法部必
らすも
制法の
職とせ
す行政
又必ら
す行政
部の
も行政
のみを
とせす

いさる場合に於て、行政官の立法部の設けたる法律と効力を同ふする
者を發することを得例への普國の憲法第六十三條に曰く凡そ公安を
維持し又の非常の禍害を除くに必要なる時に於ての諸大臣相連署し
て以て立法部發する所の法律と效を同くする者を發することを得但
し該法律の素より國憲に背く可らず且つ之れを發するの國會開會中
に限るものにして開會の上の之れを國會に報道し其の認可を享く可
しとあるが如きの即ち一例なり然れども是れ素より例外なり、
立法行政の區別の以上の如くなりと雖も立法部の必らずしも法律を
制定するのみを職とせず、行政部も又た必らずしも立法部の制定せる
法律を施行するのみにあらず即ち立法部の法律を制定するの局に當
るものなりと雖も之れをして、有效なる者たらしめんに、必らず行政
首長たる君主の制可を得ざる可らず若し夫れ君主にして之れを制可

行政首長
の法律制
可の制
有す

行政首長
の法律制
可の制
有す

行政首長
の法律制
可の制
有す

せざる、あら、に、終、に、法、律、と、爲、す、能、い、さ、る、な、り、故、に、行、政、官、の、立、法、官、の、上
に、立、つ、て、制、可、不、制、可、の、二、大、權、を、有、す、と、云、ふ、可、し、然、れ、其、之、れ、を、以、て、立
法、官、の、獨、立、を、失、な、ふ、と、云、ふ、を、得、す、何、ん、と、な、れ、に、既、に、云、ふ、如、く、到、底、三
大部局相互の間に嚴正なる獨立の望む可らずして行政長官の設令不
制可權を行ふと雖も立法官に指揮して法律を制定せしむる能はざれ
ばなり、即ち立法官は法律を制定するの範圍に於て獨立の位地を有す
と云ふべし又た此の二大權を有するの故を以て行政權を立法權の上
なりと云ふを得ず、何んとなれば、制可するの三大部局相互の事にして
行政長官が不制可權を使用するも又た只た制可する所以なればなり、
宇ルシイ曰く夫れ、法律の施て、以て、國家の公益を謀るものなれば、之れ
を、立、る、に、當、り、宜、し、く、人、民、の、幸、福、を、重、ん、ず、べ、し、然、れ、と、も、政、黨、爲、政、の、弊、
間、々、そ、の、要、を、誤、り、明、黨、私、利、の、爲、め、に、之、れ、を、設、け、國、家、の、憲、法、に、違、背、す、

議定前に
其意見を
通報せし
むべしと
の可らざる
可らざる

不制可の
事の法律
検討の時
に生ず

是れ立法
権を箱一
具するのみ

るの虞なきを得ず是れ立法部の外に就て一介の人を求め之れをして
所制の法律を監せしめその非理の議決あるに際し之れが施行を停止
せしむる所以にして其意専ら制法を重んずるにあり論者或は其不便
あると一人の壓抑に陥るとを責め寧ろ議定の前より在りて行政の首長
をして其意見を通報せしむべしと謂ふと雖も是れもと行ふ可らず
蓋し其討議の際に在りて行政の首長未だ議會の所爲を詳かにせず此
際に在りて自家の意見を通報するに由らさればなり然れども一旦議
會の議決を経これ其掌裡に握るに及びて彼れ自から取りて其憲
法に合ふや否やを検討せざるを得ず蓋し法律を執行するに其職務
にして其責の存する所なればなり此の検討時不制可の事を生ずる
所以なり而して之れを施行の後より爲さずして之れを其前より行ひ以て
其の改正を爲しむるは許多の利便あるに由る曰く然らば行政の首長

の之を以て立法の權に參するを得る乎否然らざるなり是れ立法の權
勢を箝制するの一具なるのみ豈に之れを以て立法の權に參與するも
のと爲すべけんやと讀者之れを讀むて以て吾人が前言を明らかにす
るを得べし

不制可の
濫用を防
ぐ二法
第一法を
制限する
に在り
第二法を
停止する
に在り

行政首長の法律を制可し不制可するに洵とに止むを得ず然りと雖も
も行政首長にして此の大權を濫用せば終に大害を醸すに至らん故に
之れを防ぐの法なき能はずして此等の法の概むね習慣と行政首長の
徳義を以て持するもの多し今其の重なる者を擧ぐれば二あり其一是
不制可權を限るものにして其二は之れを停むる者なり而して第一の
法の米洲聯邦に行はるる所に於て其の憲法に由る大統領箝制可せ
ざるも議會四分の二以上同意して前議を可決するならば直に之れを
施行するを得るなり第二の法の諸威國に行はるる所に於て其の憲法

二法孰れ
か便なる
や

不制可權
に關する
英國の習
慣

に據るに國王制可せされば試みに其議を停めて直ちに之れを行はず、
更に之れを翌年及び翌々年の會議に付し、二會共に前議を是とせば國
王の制可を待たずして之れを施行し、否らされば其議を廢するの制な
り而して、兩法何れか便なるや、素より國情に問ふて決せざる可らず
と雖も、若し君權廣大にして不制可權を濫用するの弊ある時の憲法に
於て第二法を明載すること必要なるべし、之れに反し君主の能く徳義
を重んじ、漫りに此の大權を用ひざる習慣ある所に於ては、必らずしも
憲法もに之れを載するを要せざるべきなり、夫の英國に於ては國王一
たび制可せざる場合に於ては其議の遂に廢棄に属し到底行ふ能はざ
るの制なりと雖も君主の常に徳義を重んじて此權を行はず、若し大事
あるに當り、議院の議決君主の意に合はざるときは君主の直ちに不制
可を不權を行はず、先づ議院を解散して輿論に問ひ、輿論若し不可とせらる

政黨政治
の行政部の
監視の所
掌なり

監視の諸
法

時に現内閣に反對するの政黨勝を制する時なれば君主の之れを舉
げて新内閣の組織を命ず、別に方案を立てしむるを慣例とす、然れど
も君主議院を解散して輿論の可否を問ふも輿論尙ほ前議を可とする
とき、現内閣の其位地を全ふべしと雖も國王のこゝに於て初めて
不制可權を行ふなり、然れともこれに甚た稀有の場合にして君主の可
成議院の議決を制可するを例とせり、蓋し立法行政の間、如斯圓滑なる
關係あるものは又政黨政治の、一效と云はざる可らず、
行政の首長たる君主の立法部の上に如斯き重大の權を有し能く立法
を箝制す、然れども立法部も又行政權の上に其の事務を監視するの
大權を有し、常に行政部の舉措の法律に悖らざるか、又時機を失はさ
るかをを視察を而して監視の法の一ならず、或は人民より提出せる行
政部の舉措に關する訴願を審案し、或は建議、或は質疑を起して以て行

監視法を
詳らかに
せんは
英國の制
に由るを
最も良し
とす

政事務の一事一項を特察し、又國庫歳入出の豫算を審議し及び會計の
決算報告を點檢し、以て其の事務の總體を覈察す、又非常特別の場合
於て宰相の罪を告訴することあり、而して今監視法を詳かにせんには
英國の制に由るを最も良しとす、蓋し英國の久しく立憲爲政の下にあ
り此等の事に關しての實驗遠く他邦の及にざる所の者あればなり、今
左に其の大要を擧げん、

第一行政
事務の一
事項を
監視する
三法

甲法
請願の審
議
乙法

(第一)行政事務の一事一項を監視するの法、三あり、(甲)私人若くは、一公
會より提出する請願書を審議する事、即ち此請願書の行政の弊失若く
の不便を擧げて立法部に訴ふる所の者にして議院に之れを審議し、若
し採用すべしとせば之れを國王に奏聞して採納を請ふ者とす、此法近
世に至りての屢々行はれずと雖も之れを存するの行政官の放肆を
擧するに大効あるものとす、(乙)議員若し行政事務の一事一項に就て監

丙法
議員質議
の權利

議ふ問ふことを得、是れ又た請願と同一の効力を有するの法なり、(丙)議
員、又、何時にても行政事務に對し質議を起し、行政官に説明を請ふ
の權利を有す、而して行政官の必らず之れに答辨するの責なりと雖も
も多くの答辨するを例とし、行政官の爲めに一舉一動も就て細心の注
意を爲さざる可らざるなり、以上の行政官の一事一項を監視するの法
なりとす、

第二行政
事務の總
體を監視
するの法
すの出入
豫算の議
及會計
の點檢
報告

(第二)行政事務の總體を監視するの法、憲法に據りて、國庫歳入出豫算案
を議定し、及び會計決算報告を點檢するにあり、
今や立法部が監視を施すの方法を述ふるに當り、先づ、毎年政府の經費
額を定むるの法より究めざる可らず、抑々之れを議定し、之れを徵收する
法を定むるの立法院の特權に屬すと雖も、之れが調査を爲すにあつた

政府の經費を定むるの法
豫算案を議院に出すまでの順序

四百四十六

りての先各省より翌年度政費の豫算案を委員會（委員會は下院議員之院會と云ふ、蓋し英國の習慣に於ては下院議員皆な委員なるの法あり、然れども實際は重立したる者ののみ出席す云ふ議事を速かならしめたり）に出さざる可らず而して豫算案の議院に出るや諸省の長官の之を説明し下院をして之れを納れしむるの動議を爲さざるを得ず、諸省の長官此の動議を爲すに當りての内閣全体之れに就て連帶の責任を有し、若し失敗するの場合に於ての職を辭せざるを得ざるの制なるが故に豫算案を議院に提出するに當りての頗ぶる周密の周査を遂げ大藏大臣の自から其元費なきことを証認せざる可らず故に豫算案を提出するに先だち大藏省より各省へ回文を發し下院に提出すべき豫算案を大藏省に送附せしめ、大藏大臣の之れを檢閲して其の元費を飽くまで省略し、其費額を精確ならしめ、然る後歳入に對照して全体の計算を立て、若し餘裕あれば免税の意見を副ひ、不足あれば増税の

議院の議定を経るを要せざる政費科目

政費五分の三を定置とす

皇室の尊嚴、司法權の獨立、債主の信用等に關する變更の遅延を可

佛國政治

初めて豫算議定の特權を以て或は可決し、或は否決するなり、然れども其の特權は、國庫歳入、出、中、毎、ね、に、増、減、縮、伸、あるべき科目、即、法律を以て豫じめ、其の額を確定せざる科目の額を議定するに限り、其の、年、特、に、議、定、す、る、を、要、せ、さ、る、科、目、の、行、政、官、議、院、の、議、決、を、請、ふ、を、要、せ、さ、る、な、り、即、ち、政、府、費、用、五、分、の、三、に、充、る、の、額、は、下、院、の、議、定、を、經、る、を、要、せ、さ、る、も、の、に、し、て、夫、の、皇、室、の、尊、嚴、司、法、權、の、獨、立、債、主、の、信、用、等、に、關、す、る、經、費、の、之、れ、を、變、更、遅、延、す、可、ら、そ、の、趣、旨、に、基、き、國、債、利、子、の、支、辨、宮、内、省、及、び、皇、族、に、關、す、る、經、費、裁、判、所、の、入、費、の、議、院、の、議、決、を、要、せ、さ、る、制、規、な、り、然、る、に、佛、國、の、立、憲、論、者、の、如、き、は、往、々、英、國、の、制、度、を、誤、解、し、議、院、の、歳、入、出、を、審、し、或、は、之、れ、を、承、認、し、或、は、之、れ、を、拒、絶、す、る、の、權、は、無、限、の、も、の、と、し、其、極、竟、に、豫、算、の、全、案、を、廢、して、一、切、出、納、の、道、を、絶、ち、政、務、を、舉、

第十九章 憲法と行政の關係

家の誤解を正す

議院の議定を要する政費科目の二を不

行、する、を、得、さ、ら、し、め、ん、と、す、る、に、至、れ、り、斯、の、如、き、過、激、論、者、の、説、の、幾、ん、と、政、治、を、皆、無、な、ら、し、め、ん、と、す、る、も、の、な、り、帝、國、大、學、教、授、羅、ト、ゲ、ン、氏、曰、く、夫、れ、議、院、の、憲、法、の、下、に、立、つ、も、の、な、り、故、に、法、律、に、反、す、る、出、納、の、素、よ、り、之、れ、を、許、す、可、ら、ず、然、れ、と、も、法、律、に、定、む、る、所、の、出、納、の、之、れ、を、許、さ、ゞ、る、可、ら、ず、然、ら、ば、則、法、律、上、既、定、の、歳、入、出、を、増、減、興、廢、す、可、ら、さ、る、の、更、に、言、を、待、た、す、り、て、明、か、な、り、斯、の、如、く、既、に、一、定、し、て、動、す、可、ら、さ、る、費、額、も、亦、た、豫、算、案、に、載、せ、て、以、て、議、院、に、示、す、の、唯、た、之、れ、を、知、ら、し、ん、か、爲、め、に、し、て、其、の、承、認、を、待、つ、に、あ、ら、ず、必、竟、豫、算、按、の、全、廢、の、得、て、な、す、べ、き、所、に、あ、ら、ず、去、れ、バ、英、國、の、實、例、に、徴、す、る、も、未、た、曾、て、豫、算、按、全、廢、の、事、を、見、す、と、蓋、し、英、國、に、於、て、定、置、の、科、目、を、監、視、す、る、を、要、せ、さ、る、の、此、の、理、に、由、る、も、の、な、り、扱、て、政、府、費、用、の、五、分、の、二、の、海、陸、軍、其、他、諸、省、の、入、費、及、び、租、税、徵、收、費、等、に、充、る、も、の、に、し、て、時、々、議、院、の、議、決、を、經、さ、れ、ば、支、辨、す、る、を、得、

各省の政費を支給するの順序

下院の監視の未た足れりと爲さす分配條例の必要

而して可決を得ると雖も是れ唯た國用に供す可き額を定めたるに過ぎず未だ諸省に許す定額金を受取るべき權利を以てせず下院委員會の先づ之れを上院に報告し上院も亦之が決議を爲し然る後君主に奏上し其の許可を得て之を各省に支給するを例とす如斯にして諸省の初めて大藏省の手を經定額金を受取るべき權利を有するに至る者なり然れども下院の監視はいまだ之れを以て足れりとす可らず例へん今下院に於て陸海軍省の定額を各五百萬磅と定め各省定額金を合せ總計千五百萬磅を歳入金より大藏省に收むることを許すに當り大藏省の定額分配の割合を變つて陸軍省に七百萬磅を以てするの時あらば議院の監督の爲めに悉く無効に属し行政部の大に權力を伸張することを得べきなり去れば之れを防せかんが爲め議院の分配

第十九章 憲法と行政の關係

海陸軍費に立替金を許す

例を出すを例とす之れを出すの目的は行政部をして恣に議院に於て議決したる定額金の割合を變更する能いならむるに在り但し海陸軍の經費に關して別に簡條を設け若し不時に費用を要する事ありて分配條例を以て定めたる金額これを償ふに足らず通常の手續を経るに至るまで之れを猶豫する事と國是ならずと認むる時の情を大藏省に具狀し一時該省内の金額を以て之れか立替を爲さしむるを得ると雖も下院に之れを報告し更らに通常の手續を履ましめざる可からざる勿論なり

監視法の効力各國同一からざる所以

以上殊とに英國の監視法を擧げたるに過ぎず監視効力の多少は各國同からず其の同からざる所以は職として左の二三の事項に由る

一豫算案の審議は就て論及すべき程度如何
一審議を付する豫算科目の多寡如何(特に一科目をなすもの英國に

於ては百九十件、佛國の近年に至るまで四五百件なりしが今六
百件、學國三千乃至四千件なりと云ふ

一科目の經費額を他科目に流用するを得るや否や
一甲年の定額金の殘餘を乙年の經費に流用するを得るや否や

第三行政官の罪條を告訴するの監視の第三法なり

(第三)行政官の罪を告訴することの監視の第三法なりとす既に政黨論

に於て述べたる如く行政官の政黨政治の作用に由り自ら失策を罰するを得ると雖も其罪ある時に之れを處分するの法なくんば充分なる監視を施すを得ず是れ立法官が宰相及び要路の顯官の罪を告訴し彈劾し得る所以にしてドテスキュー之れを論すること詳かなり曰く

門

門氏の説

議院をして司法の職を行はしむる一種の慣法の原來日耳曼古代の慣行に仍り更らに之れを修正改良せしものなり今普通の理を以て論すれば行政官の背法を處分するは司法の本職なりと雖も夫の官吏の

第十九章 憲法と行政の關係

糾彈の上
院之を司
る
彈劾糾斷
を爲すの
順序

彈劾委員

行政を誤り人民の權利を損傷し、通常の法官其罪を問ふを得ざるに當り、勢ひ之れを正すの一官なかる可らずと、是れ下院が宰相及び要路の顯官を彈劾するの權を有する所以にして、素と下院の被害者即ち人民の代理人なれば、只た彈劾告訴するに止まり、糾彈の他の立法院即ち上院之れを司らざる可らず、今之れを實施する順序を記さん、先づ下院に於て某行政官犯罪せり之れを彈劾すべしとの建議起り、之も同意する者多數なれば、直に委員を命じ、彈劾狀を草せしめ、之を被告人の答狀と共に上院に送り、法庭を開くべきの日を定め、下院の彈劾委員を命じ、證據を整理し、証據人の召喚を上院に望む等一切の事務を行はしめ、被告人も亦た我が証據人の召喚を上院に請ひ、代言人を以て十分に己を辨護せしむるを得べし、切て糾彈の後罪狀明白なる時は判決を上院に求むる可し、否と下院の權内あり、而して若し此間國會の解散若く

上院の判
決を求む
ると否と

下院の
權内に在
り

外國と條
約を締結
するの權
行政首長
に属す

其所以三
あり

の延期等に遇ふも、彈劾を中止するとなし、是れ彈劾法の一斑にして之れを實行する時の極めて煩雜なるのみならず、烈しく黨派心を激するを以て、近世幾んど廢棄に属したるの態あり、然れども全く之れを廢したるにあらざるか、故又た行政官を監視するに充分の効力ある者とす、以上三法の行政監視法の一斑なり、見るべし、立法官が行政官に對し、重大なる權力を有することを、外國と條約を締結するの大權も、又た、國王の專掌する所となす、其理由に曰く、凡そ條約を結ぶに、必ず先づ兩國の商議を要す、而して此の豫備の商議たる頗ふる秘密を貴とび、機敏を要するものなり、然るに若し立法兩院の認可を受けざる可らずとせば、第一議院開會の期にあらざれば、條約を結ぶ能はざるの不便あらん、第二締約前既に之れを關する事情を公けに、以て有益なる締約を妨害せん、第三議院の論議、常に時日を遷延し、締約をなさんとする

立法部の
政制

るの兩國の通常彼此隔離するか故に其間如何なる變あらんも期す可
らずと是れ訂約權の行政首長に屬する所以なり然りと雖とも是れ又
た全く立法院と關係なきにあらず即ち英國の如きの宰相早く議院に
其事情を説示し下院若くは兩院に之れを討論せしむるを例とす而し
て若し宰相之れを怠り議院を告げざるか若くは非常に遷延するとき
の議院の之れか爲めに動議を生じ文書或は委員を發して宰相の失策
を責め其の不信を咎むるの議決を爲すを例とす故に又た箝制なきに
あらずなるなり

開戦の權
行政首
長に屬す

開戦の權の一國の盛衰榮辱を判つの大權にして各國共に概むね之れ
を行政部に屬するを習とす蓋し此權たる重且つ大なり單に行政部に
任す可らざるか如くなりと雖も凡そ戦の活潑駿速を要するものに
其機を失はず活潑駿速の運動を爲さんとするに之れを一人に委
するを最も便なりとす是れ行政の首長たる君主か此の大權を握る所
以なり然れども若し之れを單に君主に委ね其の爲す所に任せしめば
或の之れを濫用し武を瀆し財を糜するの憂なきを保せず是れ他の
制を待せざる可らざる所以にして立法部の直接に之れを箝制せずと
雖も間接に於て之れを箝制するの大勢力を有す即ち既云ふ如く
君主の開戦を布告するも先たち軍費を立法院に請求せざる可らず而
して立法院若し開戦を必要とせば之れを可決すべく若し否とせば之
れを拒絶すべし去れば名目の如何にあるとも開戦の實權の却て立法
院にありと云ふも不可なきなり且つ開戦の權のみならず海陸軍の素
と行政部も屬するものにして若し行政官隨意に之れを増員するを得
ば其の危険の開戦を隨意にせしむるの危険に讓らず故に海陸軍費を

立法部の
間接に此
の權を
制す

開戦の實
權却て立
法院に在
り

海陸軍の
權又た行
政に屬す

第十九章 憲法と行政の關係

英獨兩國
制度の相
違

監督するに殊とに立法院の戒心する所なること既に述べたりと雖も今又こゝに英獨其制を異にする所を述べん英國に於ては行政官兵備を擴張せんとする時の其の増加せんとする兵員を定め毎年之れをを議院に請ひざるを得ず故に行政權甚大なるを得可らずと雖も獨逸の如き武國に於ては少く其趣を異にし某年間兵備を擴張して可なりとの特許を議院より得るを以て其年限内の行政部如何なる方法によりて兵權を利用するとも議院の之れに容喙する能はざるなり故に行政部の權力の冥々の内に立法院を壓するの趣なきはあらず之れを要するは行政部をして兵權を濫意にするを許す時の其弊たる終に一般人民を武斷の壓政に耐へざらば又兵員を増すの度は應に人民の利害休戚を思ひざる者を多からしむるを以て往々一國を後にし自己の私利を先きよするに至るべし故に立法院の充分に之れを箝制せ

立法部の
箝制を要
する所以

警察權も
亦た行政
に属す

警察制の
宜きを
ざる猶ほ
不與權を
濫用する
に均し
佛國警察
の弊

警察權も亦た大概行政部の所掌に属するを例とす蓋し警察の諸般の政治を行ふの一大機關にして實に行政部の羽翼あれば其所掌に属するも怪むに足らず然りと雖も警察の制宜なきを得ざる時の其弊たる尙ほ兵權を濫用するに均し世人の知る如く佛國の政府の度々の革命を経て舊帝政の制度を全廢したりと雖も今日に至るまで依然として存する所の者は中央警察の制度なり而して佛國の刑法治罪法其の宜しきを得ざるが爲め警察の官吏の從來非常の權力を握り動もすれば一般人民の私事にまで干渉し強迫して賄賂を求むる等其不正殘虐幾んど名狀す可らざるものあり間にか如くんば前年普佛戰爭の時に乗し佛國の社會黨が亂暴狼籍を極め多く官の文書を焚盡したるに全く警察官吏の所有する文書を失はんと力めたるありと其意蓋し

第十九章 憲法と行政の關係

中央集權を廢し地方自治の制度を立て警察其他の事業を取りて之れを人民の自治に任せんとするに外ならざるなり、佛國警察制度の多弊なる其一斑を覗ふも難からざるべし、然るに佛國政府の尙ほ其の弊を覺らず、近年に至り警察事務を擧げて行政部に委任し立法部をして毫も之れに干渉するを許さず、幾んど警察權を擧げて無責任の位地に立たしめたり、自由の爲め恐れざる可けんや、夫れ英米の如く理論に於ても實際に於ても人身保護律の有効なる所に於ての設令は警察權にして行政部の專掌に歸するも左まで弊を見ざるべし、又英米の如く地方政治盛んに行はれ警察事務を各地方に分掌せしむる所に於ての左まで害を生せざるべしと雖も佛國の如き中央集權の盛んなる邦土に於て、而かも人身保護律實際甚た有効ならざる所にありて、其の多弊なるや論を得たざるなり、然れども警察事務に就て又考へざる可

英米警察の弊害少き所以

警察離の行政部に属すへき所以

權

與る者をして同一の精神を備へ、同一の規律の下に動き、各々協同の運動を爲さざる可らず、且つ又其事務の中に公然之れを公衆に示す可らざる者ありて、運動愈々秘密なれば愈々事務擧るの趣ある者なり、是れ中央警察の制を良しとし、行政部の專掌に歸するを便なりとする所以なり、必竟佛國の制度の如きも此の主旨に本つきたるものならん、然れども既に人民の自由に危険を與ふる恐れある以上、之れを箱制すること素より必要なり、而して如何にして立法部の之れに干渉を入るを好しとする乎、若し議院に於て警察事務を公然論議する時の秘事を暴露するの弊なき能はざるか故、先づ第一立法部の適當なる制度を法律を設け、一國安寧の爲め止むを得ざる場合且らく措き可成警察權を中央に集合せざらんことを勉め、以て其勢力の強大を殺し、又地方

第十九章 憲法と行政の關係

立法部警察の権制するの法

第一 相

第二

政府に與ふるに其人民の冤枉を伸べしむるの機關を與ふ可し(第二)若警察事務の上に不都合の所爲ある時の責任ある行政官の議院の質問を受け、或は非難を受け、以て充分の警戒を促し、一般人民に安心を與ふべし、如此にせし庶幾の其弊害を防制する足らん歟、

上來諸段に述べたる所の僅かに立法行政所掌の要務を取りて其の關係を示したるに過ぎず、素より兩部局の總事務を擧げて其關係を論じたるにあらざるなり、然れども又た以て立法の長上なる所以、立法行政共に嚴正なる獨立の位地を保つ能はざる所以、其犬牙錯雜の關係を有し、一片の理論の能く律する所にあらざる所以を知るは足るべし、讀者の更らに次章に就て行政司法の間にも同一の關係あるを覺るべき也

第二十章 司法と行政の關係

○行政司法の區別 ○行政の司法に干渉する場合 ○特に特赦の法を説く
 ○司法の行政に干渉する場合 ○行政裁判の覆審は各國其制を異にす ○各國制度の内普國の制を最も好しとする所以 ○行政裁判の區域を狭むるの必要 ○司法官を獨立せしむる二法 ○法官の地位を鞏固にするの必要 ○法官に優俸を與ふの必要 ○論結三條 ○四大政權の説を駁す、

行政司法の區別

夫れ立法部の法律を制定する所なり、行政部の之れを施す所なり、兩者の區別理論上甚だ錯然たり、然るも其實甚だ錯雜なるの關係あり、今行政司法の共に法律の行なふものなり、其の區別立法の行政に於ける如く、断然たる可らず、去れば其の關係一層錯雜なるものありと豫しめ知るべきなり、

抑々行政と司法と、何を以て區別するを得る乎、前章に於て行政の國政を施行し、司法の法律を解釋し、之れを適用して不法を處するの區別

第二十章 司法と行政の關係

行政必ら
すも國
政の施行
のまよわ
らす

あることを辨たりと雖も是れ只た其大体の區別を云ふに過ぎず、
未た之れを以て充分なるの區別と云ふ可らざるなり、蓋し實際の事態
を看るに行政の必らずしも専ら國政の施行のみに任せず、法律を解釋
適用せざる可らざる場合甚た多し、例へば兵事租税等に關する事務を
處理するに當りては行政官の之れに關する法律規則を解釋適用する
を常とす、又た不法者を處罰するも必らずしも司法官の專掌に属せず、
即ち夫の違警罪犯を處分するか如きは必らずしも一々裁判官の判定
を須たざるを例とす、故に一條の理論を以て到底兩者の間に截然たる
區別を爲す能はざることを勿論なり、然れども且らく職權上より區別す
れば司法官の他人の請求を待ち刑法を適用して犯罪を處斷し、民法の
範圍内に一個人間の權利を裁定して之れを執行する者なりと云ふて
必らずしも告訴を待つ者非ず、例へば収税吏か租税の檢査をなして

職權上よ
り兩者を
區別す

司法の法
を目的
として
行政的
境界とす

違犯者あるを發見する時の之れを刑に處するか如き、行政警察官か違
警罪規則に違反するものを發見する時の之れを法に照らして處分す
るか如き皆な自ら違犯者を求めて自ら罰する者なり、必らずしも告訴
を待たざるを例とす、是れ行政司法の區別ある第一點にして司法官の
職權を解説するに殊に、告訴を待つ五字を用ひたる所以なり、又た殊と
に、民法の範圍内に一個人間の權利を裁定すの數字を用ひたるもの
民法の範圍内にある訴件と雖も訴訟の對手が政府なる時若しくは
共同体なる町村なる時に於ては之れを審理處斷するの部局は必らず
しも司法部ならず、或は行政部之れを掌ることありて各國の制度甚だ
區々なるか故なり、獨國の學士蘇タール氏曰く司法の法律を以て目的
とし行政の法律を以て境界とすと、其意司法の法律を解釋適用する等

第二十章 司法と行政の關係

専ら法律を司掌するを目的とせざる可らず、行政の政治を行ふものなれば或は法律執行の爲め細則を設くるを得へし、或は法律を解釋適用するを得べし、只た法律を境界とし之れを踰ゆ可らずと云ふにあらん、司法、行政の區別之れを以ても略々知るを得ん、

行政の司法に干渉する場合は、行政官の司法官を任免するの權を有す、又た法庭の整理規則を設け及び特赦を行ふの權を有す

上文述る所を以てす、行政の區域、司法に比すれば、一層廣き者ありと云ひざる可らず、只だに其區域廣きのみならず、司法の上に重大の權力を有するものなりと云ひざる可らず、今其の然る所以の一二を舉ぐれば、司法官の概ね行政首長たる君主の任命する所なること、其一なり、法庭の整理細則を行政部に於て定むること、其二なり、君主が特赦を行ふの權を有すること、其三なり、而して第一、第二の深かく辨するを要せざるべし、只第三の甚だ重大の權なれば少く辨明の勞を取らざる可らざるなり、蓋し特赦といふ一旦司法官が有罪の判決を下したる

特赦の法に三あり、一、有限特赦、二、自由特赦、三、君主特赦、君主特赦を行ふて可なる場合あり、第一、第二、第三

二種あり、有限特赦の場合に於ては時として輕罰を重罰に易ゆることあり、又た豫め特赦を爲すの約束をなし同類をして主犯者を訴へしむることあり、而して大概左の數項の場合に之れを行ふものなり、
(第一) 罪人既に判決を受けたる後其罪を辨解するに足るべき証左顯れたる時、

(第二) 審判の際証するに足らざる證據に依頼し判決したる時、若くは不當の判決をなし他に恢復の方法なき時、
(第三) 罪跡錯綜曖昧にして陪審官の只た仁惠の裁決を乞ふの評決決を爲したる時、或は判事陪審の評決に不服の旨を内務卿に報じたる時、

(第四) 國事犯の罪囚或る一人若くは數人に害を被らすべき思想あり
第二十章 司法行政關係

特赦の權
を行ふ可
らざる場
合三あり

るにあらざりて他の罪科之れに従属せざる時例へば政体を
顛覆せんとするも皇帝或は官吏を害せんと企てざる叛逆國
會若くは宰相の邪曲を訴へんか爲めに起せる一揆法の許さ
る集會不正の請願衆人を煽動すべき讒書を作りたる場合
等是れなり而して此種の罪科の其原因たる怨讎殄滅し再
度の危険なきに至り始めて特赦を行ふを法とす、

- (甲) 特赦の特權の彈劾の場合に於て無効なり、
- (乙) 人を海外の獄に下す時の特赦を與ふるを得ず、
- (丙) 特赦を行へんとすれば無罪者に害を被むらむる時の行ふ
を得ず例へば犯者他人の權利を妨害し未だ賠償を終へざる

特赦の要
點
特赦の司
法を箝制
する大權
なり

司法の行
政に干渉
する場合

行政裁判
の覆審の
各國其制
を異にす
第一

要するも特赦の不法の裁判を矯正し苛刻を刑罰を緩和する所以に
て實に司法を箝制するの大權なり然れども行政官にして此大權を濫
用する時の司法の獨立を失ふか故に英國君主の如き實際之れを實
行すること甚だ稀れなり又若し之れを誤用するとき宰相の君主
に代りて其責に任し重譴を蒙むるを法とす、

行政の司法に干渉する次第の大略以上の如し而して司法の行政に干
與する場合の只た一あるのを即ち一旦行政官が裁斷せる訴訟を不服
なりとして之れを法庭に訴ふる時の司法官更らに之れを判決するを
得ること是れなり然れども訴件よりて之れを許さざることをあ
り國に由りて其制度も亦一ならざるなり今左に其の大略を擧ぐべし、
(第一) 行政の諸務局に對し民法上の訴訟を起すものある時例へば金

第二十章 司法行政關係

人民行政
諸務局に
對する訴
訟

錢上の關係の如き概ね之を通常の法庭に於て司法官裁判するを例
とす但し税關及び大藏省の或る部局にありて自ら罰金を科するこ
とありと雖も之れに不服なるものあれば通常の法庭に控訴するを
得可し

第二、
人民行政
官に對す
る訴

英國の例
佛國の例

伊太利の
例

(第二) 人民行政官に權利を毀傷され之れを訴ふる所は各國其制を異
にす(甲)英國に於ては大概治安裁判所の所掌に屬するか如し而して同
國の治安裁判所の制たる純然たる司法裁判所に非ず地方の行政をも
兼掌するか故に司法行政混合の裁判所と云ふも不可なり(乙)佛國に於
ては大概之れを各州の參事院(政行部)に屬すにて裁判し其重大なるも
の中央參事院に移して裁判せしむ此制たる専ら行政部を庇護する
ものにして其の判決概ね行政長官の命令に出づるか如し(丙)伊太利
に於ては之れを尋常の法庭に出訴せしめ司法官之れを判決し行政官

普國の例

第三、
行政諸務
局管轄の
撞着

各國其制
を異にす

第四、
行政、司
法權限の
爭議

其爭議に
二種あり

之れに干與せず(丁)普ロシヤにありては特別の法庭を開きて裁判する
の例よりて裁判官の一部は法官を以て充て一部は行政官を以て充つ
(第三) 行政諸務局にて互に其管轄なりと信するもの相撞突して決せ
ざる場合に於て之れを裁判するの法(甲)中央政府之れを決するあり
古代の佛國普ロシヤの如き是れなり(乙)尋常の法庭之れを決するあり
和蘭及び伯耳義是れなり(丙)參事院にて決するあり伊太利及び千八百
三十年より同四十八年に至る佛國の如き是れなり(丁)特別の法律を以
て之れを決するあり即ち現今の佛國の如き是れなり

(第四) 行政司法の權限錯綜を極むるか故に兩者の間往々權限の爭議
を起すことあり即ち裁判所の裁判に屬すべきや將た行政官廳の批定
に歸すべきやの問題これなり而して斯る爭議に二種あり一は司法行
政の兩官共に裁判すべき權ありと主張する者にして一は兩官共に裁

第二十章 司法行政關係

判を拒むの場合なり、而して之れを裁決すべし法の各國皆な制を異にす。雖も大概第二項に擧げたるか如し。

各國制度の内、普國の制を最も好むとする所以

行政上の訴件を單り司法官をして裁可らず

行政に關する法理より寧ろ事實に係るもの多しと

今各國の諸制を通察するに普國の制最も宜しきを得るか如し。蓋し行政上の訴件を單に行政部に裁決せしむるは素より好むとせされども、獨り司法官に委任するも又た不可なり。即ち第四項に於けるか如き場合に於ては裁判官自己の意見を以て自己の事を裁決せしむるに外ならざるなり。且つ夫れ行政の法規及び行政に關する原則に通曉せんとするは容易の事にあらず。今夫れ行政専門の人と雖も事に當りて隨所速かに恰當の法律を發見するは甚だ難しとす。況んや其の専門にあらざる司法官に於てをや。且つ行政に關する訴訟の法理に係るもの少く、概ね事實に係る者なり。例へば貧民を救助するも當り其救助すべきものと否とを定むるか如き、一事業を起すものありて之れか特許

特別法庭の利便

行政裁判の區域を狭むるの必要

を請ふに當り其の事業の必要と否とを判斷するも如き、共に事實の問題にあらず。去れは行政司法の兩官特別の法庭を組織し各々其所長を闘ひ互に相箝制して公平の判決を下すの法最も利便なるべし。是れ普國の制度の他に長すゆ所以なり。要するに司法行政の區別も司法行政の區別の如く決して判然たるものにあらず。行政に屬する訴件の如きも多少行政裁判に任せざる可らず。之れを任するも司法の監視にして有らばならん。又た敢て多弊なからむるを得べしと雖も可成行政裁判の區域を狭ふし司法をして之を掌らしむるを好むとす。而して司法が其の所掌の權限内に儼然獨立の地位を有ち苟くも行政官の掣肘を蒙らざるを要す。而して法官を獨立せしむるに二法あり、一に曰く法官を以て畢生官となすと、二に曰

司法官を
獨立せし
むるに法
官の
畢生官た
るべく又
之に優俸
を與ふべ
き理由

爲高貴枉
法の原因

英國の法
未だた
獨立の地
位を得さ
る時代の
多弊

く法官に與ふるに優俸を以てすることは是れなり、抑々權に諛ひ貴に依
ひ高上の意を迎ふるといふ人生免かれざる所なり、而して其原因を案す
るに左の二者に出でず、曰く利を得るの望、曰く害を蒙むるの懼、是れな
り、然り而して害を蒙むるの懼、蓋し利を得るの望より遙かに勢力を
有する原因なりとす、何となれば利を得るの望、達せざるも其現狀に影
響を及ぼすとなく、雖も害を蒙むるの懼に至りては、官に得べき所を
得ざるに止まるのみにあらずして、尙ほ更らに既に享有する所を失ふ
ことあるを以て、是れ正面背面同時に攻撃を受くるものと同一理なれ
ばなり、故に司法官の位地にして鞏固ならざる時の爲めに法律を亂る
弊なき能はず、試みに英國の政史を繙くに、其の一千七百年以前の司法
官吏の黜陟任免の悉皆行政の首長たる君主の欲する所に任せり、故に
其結果たる苟くも君主に媚を呈し、意を迎ふ者の淺學非才の者と雖も

其一例

其席を全うし、其祿を辱ふせり、是よ於てか司法の制度大に弛廢し、中
ル朝に至り、裁判官の全く帝王專斷の機械たりしと云ふも過當にあら
ずと稱す、而して士チユアルト朝に至り、最も其弊を極む、句ローク公の
如き名望ある學者すら尙ほ當時の風を避くること能はず、細微の瑕瑾
を以て冤者を叛逆の罪に陥れたることあり、又た降りて查理斯第一世
の時に至りては、其弊最も甚しく、就中一例を舉げんに、有名なる半アデ
ン曾て船錢を出すことを拒むたることあり、因りて上等法庭に裁判せ
られ、終に半アデン敗訴となりたり、蓋し此船錢の固より憲法に違背す
る者なるや明かなり、雖も當時皇威を恐れて之れを抗論するもの
なく、十二名の判事の中に七名の斷然君主に船錢催収の權あること、其
を主張し、二名の同じく其權の存在することを認めり、然れども學問上
他の點より半アデンの爲めに裁判を下せり、而して田ハム氏の重病を

第二十章 司法行政關係

以て訟庭に望むを得ず半ブデンの爲めに短少なる裁判意見書を與ふ。然るに有名なる句ローク及びバットレの二氏の斷然君^王に此の如き特權なきことを揚言せりと雖も何の理由に依りてか其の裁判狀に署名せり是れに就き二氏の卑淺なる托辭を設けて世評を避けんと試みたれども後世の學士波ラムハ之れを評し其實私利若くの恐懼の爲めに良心を犠牲に供したりと云へり英國ハ法官獨立を以て宇内に誇る所なりと雖も慈ホルシ帝以前までハ以上の如き不正の判決は決して鮮少なからざりあり而して如斯き不正を防かんに先づ其の地位を鞏固にし苟くも不行狀あるにあらざるより決して之れを罷免す可らざる者となし行政官に對し忌憚なく信する所を行ふも決して位地に關係なきのもとなさざる可らず如斯き制度ハ慈ホルシ三世の定むる所にして現今之れを實施する所の者是れなり爾來歐洲各國概

法官の地位を鞏固にする必要

司法官に優俸を給するの必要

博士巴レ言氏の至

此制度を摸するに至れり然りと雖も此の獨立を全ふするの優俸を給すること最も必要なりとす何となれば人間の天性に依る生存糊口の慾其の意嚮を制御するに足るの勢力を有するを以て利慾の爲めに天下の公を破ること、到る處皆然らざるを得ざればなり故に司法の官に優俸を與ふるハ其の私事に傾向するの辨を防ぐの得策と云ふべし博士巴レ曰く司法不正に對する第二の堅樂ハ、(特に政府其の對手たる場合に於て) 裁判官の獨立是れなり而してこの獨立を完全せしむるに、實に其の職務上の俸給を確定永續せしむるのみならず、尙ほ更らに秘密賄賂により其の純良潔白を損はざる爲めに其額亦た優厚ならざるべからず此の優俸を與ふることは外人をして其の權限を輕んぜず其の不良を疑はしめず且つ其職掌をして俊英功名の所たらしむる所以なりと蓋し至言と云ふべし、蓋

論結三條

今本章を結ぶに當り第十八章以來述べたる所を汎察するに凡そ左の三條の論結を得たり、

- 第一、三權の内何れか長上ならざる可らず、
- 第二、三權の互に相牽制するを要す、
- 第三、三權の或る範圍に於て獨立するを要す、

論結第一

(第一)三權鼎立の説を實行する時の政治の運行爲めに阻止するを免れざるの既に第十八章に述べたるが如くにして、三權の内何れか必らず長上の位地を占めざる可らざる所以の前章及び本章に述べたる事實に就て明らかなるべし、然り而して單に一片の理論より論斷すれば立法部の實に法律の源泉なるを以て長上の位地を占むべきこと勿論なるが如し、然りと雖も實際に於ての必らずしも立法部長上の位地を占めず、或は行政の權力甚大にして立法の恰かも其の隷屬たるの位地

論結第二

(居)るの場合亦た實例に乏しからず、然れども三權の内何れか長上の位地を占め他を統率せざる可らざるや即ち一なり、是れ第一の論結なりとす、(第二)三政權の内何れか長上の位地を占めざる可らざること明かなりと雖も此の長上の權力にして獨り他を牽制するのみに止まり、毫も他の牽制を蒙むらざる時の自ら専横に流るゝの弊あるを以て長上の權亦た他の牽制を蒙むらざる可らず、是れ立法、行政、司法の交々相牽制する所以にして政治局部を分立するの一大利益の之れにありとす、(第三)三權互に相牽制すると素とより可なりと雖も其牽制の度甚しき時の之れか爲めに各部の事務は大に滯滞するのみならず、政權分立の本旨を失ひ、混錯の弊を來すが故に各部局共に某々の區域を定め其の區域内の事を處理するに他の部局毫も干渉を容る可らざるなり、例へば司法官が判決を爲すに當り毫も行政官の掣肘を蒙むらざる

結論第川

第二十章 司法と行政の關係

三編
四政權
の
説
を
駁
す

四大政權
を唱好
事を近
家に近
を知る

其一大政
權の不必
要なる所
以

者

るが如きこれなり是れ即ち第三の論結泰なりとす、
 泰西諸學士の内に、國會解散特赦等の重大の權を擧げて、之れを行政
 官に任する、甚た危、險なりとて、三大部局の外に、更に、最上權を設け、
 之れに、任せん、とする、の、議論を爲す者あり、(辨サムの如き、即ち此説
 を唱ふるの人なり) 蓋し行政權の濫用を恐る、より出て、たる議論に
 して、一、理なきに、あらずと、雖も、仔細に、考究、來れば、寧ろ好事に、近き
 の、議論なるを、知る、夫れ行政權の甚大なる、何れの國に於ても概むね
 專横を來すの基なりと雖も、別に一大政權を創設するに、あらずんば
 決して之れを制する能はずと云ふに、あらず、要するに、政權の配置、牽制
 の、盪梅如何により、或、弊を生、ト、或、之れを避、くるを得るなり、事、夫
 れ、政權の配置適度を得、牽制の盪梅宜、しきを失、はさる、時に、必らず、し、も
 一、大政權を創設するを待たさるべし、而して此等の宜しきを裁するの

憲法を制定する者の重任より、其の國土の習慣及び其の特情に問ふ
 て之れを定めざる可らず、豫りめ之れをこゝに詳述する能はざる也、

司法と行政の關係

第二十一章 代議院の職務を論ず

○議院の長所は監督に在り○代議院は何等の部分を監督す可きや○行政事務に關し代議院に適當なる職務、(行政官の監視及び其點陸)其制限へき至當の職務○立法委員局の必要○代議院は又輿論の集合所として大利益あり○或人の非を辨駁す○總括

立法と行政の關係の既に前に述べたるを以て更らに一步を進めて立法部即ち代議院の事を論すべし然れども代議院の組織其の議員選舉法及び其在職期限等の如きの既に中巻に之れを詳論したるを以て茲に専ら代議院が當さに掌るべき職務を論せんとす而して此の問題に關しては茲ヨンスチュアルト彌ル氏既論あり其の細目も就て多少異論なきにあらざるも其の大體に至りては頗る實際に適切なる者あるを以て左に其の大略を抄譯すべし

代議院の長所の監督に在り



代議院は何等の部分を監督す可きや

敬

凡そ事務を監督するに之れを實行するに其間大差ある者にして事を監督するに最も長する者の事を實行するに最も不適當なる者あり去れば將校の軍旅を監督するの大才を有すと雖も若し之れをして進軍の先鋒たらしめんには劣等なる歩卒にだも若かさると論無るべし之れと同一理により事を監督せるに適當なる多數の集同體の又た事を實行するに不適當ならざるを得ず而して今吾人を以て代議院を見るに其の最も長所とする所の事を實行するにあらずして寧ろ事を監督するに在り然らば代議院の政府の事務中如何なる部分を監督す可きや之れを論ずるに先づ多數人を以て組織せる集會の果して何種の事務を適當に執行し得べき者なるやを檢察するを要す而して其の能く執行し得可き事務の宜しく之れ又委ぬ可く否らざる部分の事務の須らく他も能く之れを執行し得らる可き方便を求めざる可らず

第二十一章 代議院の職務を論ず

租税の例

租税の關
議院の豫
算案を可
算するに
否するに
在り

今試に租税の例を取て之を云はんよ之れを議決するハ全く人民の代
議士より組織せる代議院至當の職掌なりとい何人も許す所なりと雖
も何れの邦土に於けるも代議院自ら其の原案若くは豫算表を調整す
る所とて之れなきにあらずや固より歳入の供給ハ代議院の議決を
待ちて始て確定！又歳入を以て歳出の各科目に適用するにも必ず
代議院の認諾を経ざる可らずと雖も國費の豫算を定めて之れを代議
院に提出するハ行政官の職掌なること各國憲法の定則にして且つ普
通の慣例となす所なり是れに由て之を觀れば代議院が租税の事に關
し正當に掌るべきハ行政官が提出する所の豫算案に一致賛成を與ふ
るか若くは之を否決するハ在るのみ

多數集合

今以上の簡單なる一例に由りて考ふるも多衆人より成立する代議院
ハ直接に政務を行ハる可からざることを知るに足らん蓋し衆人よ

体か事を
實行せん
とせし必
らす命令
者なかる
べからず

集合体に
最も適當
なる職掌
ハ思慮考
察するに
在り

り組織せる集合体ハ其の何等の事を目的となすに拘らず事を實地
行ハんとするに當りてハ必ずや一方より命令を出すの組織ならざ
る可らず看よ彼の事務に熟練せる僅少の人員を以て組織せる或る撰
任委員と雖も事務を執行するに當りてハ其の委員の總体之れに當る
ときハ徒らに混雜を生ずるのこにして或る一己人が單獨にて其の衝
に當るに若かさること萬々なるにあらずや此故に澁滞なく事務を取
扱ハんことを求めハ必ずや其中の一人を以て之れか頭領長官となし
其他の皆な之に隸屬するの關係たらざる可らず之れに反し一己人ハ
かりに掌る集合体に適當する職掌ハ事を思慮考察するハ在りて即ち夫
の紛々たる論を聽聞して之れを考察し之れを思慮し其の正邪曲直を
判するハ必ず此の集合体の衆知識に頼らばあらざるなり此故に
憲政に於ても此等の集合体ハ固より要用なり然れども其要用なるや

施政上顧問者として要用なるも施政上最も須要なる一人の責任を設くるに在り

例説

責任を一人に歸せんと欲するに於て大なる感と

其の顧問として要用なるに止り實際の施政を取て要用なるに非ざるなり元來政治上最も須要とする所の一人を以て全局の責任に當らしむるに在り讀者若し之れを疑ひ彼の合本會社を看よ假令ひ公然主務の者を置かざる場合に於ても實際に必らず一人の社員に會社全体の事務を委任し他の社員は只必用の時に際し主務の人に建言をなし或は注意を與へ若くは其の過失あるとき之れを控制し廢黜する等要するに會社全体の盛衰興廢に關し其の責を負ふに過ぎざるにあらすや故に會社の能く圓滑に運動することを得るなり若し各社員皆な共に事務の執行上平等の權力を有することあらん如何んぞ圓滑なる運動を得んや其の全局の事を以て之れを一人に歸する時其の責任を歸するに極めて大なりと雖も若し數人の間に責任を分割するに其の責任を歸するに極めて大なりと雖も若し數人の間に責任を

代議院を以て行政事務と與らざる最も不適當なる所以

行政上自らの特種の規則あり

行政に與らんとす行政の事

能はざるなり... 翻つて代議院が行政事務に與るの得失を案するに其不適當なること前條の比に非ざるなり抑々行政各部の事務は皆な熟習練達を要する者に於て且つ其内に自ら特種の習慣口碑上の規則等存在し實際幾許か其事務に従事したる者も非されん決して之を知る能はざるものあり蓋し此等特種の習慣規則は元來局外者の心中に浮はざる一種隱然たる事務執行上の危難又は不便利の爲めに多年の實驗を経て漸やく得たる所の者にして世の政治家の素より如何なる時に其習慣に順ひ如何なる時より其口碑も本つかさる可らざるかを識別するの力を有するや論を待たすと雖も其口碑の何物たるや其習慣の何物たるや其性質をたに知らずして焉んを能く其の取捨を決するを得んや去れば行政に與らんとせば行政の事情の眞景を胸中に畫かくことを得る

情を熟知せざるべからず

内閣大臣を箝制するに代議院あり
代議院を箝制するものなり
各省大臣の己の位置を顧慮

して責任を感ずる事大なり
議員の之に反す

行政事務に關し代議院も適當せる職務
行政官の監視及其黜陟

の人ならざる可らず、否らざるに強て之れをして行政と與らしめんとせば是れ尙ほ法律を學ばざるの人に向て法律の改良を議せしむるに同じかるべし、其の能はざるや知者を待て後之れを知らざる也、世の代議院の利益に心醉する者の如何なる政務を以て之れに委するも決して弊害なきもの、如く思惟すと雖も行政事務の如き一種特別の經驗を要する政務に到底代議院に委す可らざるものとす、固より之れを内閣大臣に委するも決して弊害なしと保証すべきにあらざるの勿論なりと雖も内閣大臣に若し行政上の失措あるとき之れを箝制し之れを矯治するの代議院あり、若し代議院行政事務を掌りて失措ある時に誰れか之を箝制して之れを矯治するものぞ、古諺に曰、誰か案内者を案内するものあらんやと、各省の大臣、常に己の位置を顧慮して深く其責任の重大なるを思ふと雖も代議院に至りては、更らに何等の責任をも感ずることからざるなり、現に内閣大臣に行政上の失措ありて爲めに往々其の位地を失ふ者ありと雖も、未だ嘗て國會議員が施政の細目に就て發したる言論の不當なるより其位地を失ひし者あるを聞かざるや、且つ代議院が議決せる問題若し其の所置の如何に弊害ありとも一國大体の弊害と稱すべき程に至らざる以上の自ら其不便を覺ゆるとなきを以て其感ずる所も又た甚だ薄しと雖も、大臣即ち各省の長官に至りては其身直接に非常の影響を蒙むる者なるか故に瑣少にても弊害の起るべきを見ては力を極めて之れを防がんとするの勢なり、故に行政事務に關して代議院に適當なる職務の自ら直接に之れを處するにあらずして、唯當時行政の大權を握る者が果して其任に適當するや否やを監視し、其の專肆の之れを抑へ、其の輿望に背反する者の之れを黜け易ゆるに他の適當なる大臣を以てするに在るのみ、然りと

第二十一章 代議院の職務を論ず

其制限

内閣全員を黜陟すべからず

總理大臣及各省大臣の關係

代議院に於て内閣大臣全体を撰擧すべし

雖も代議院が此の職務を行ふも多少制限無き能はず即ち内閣を組織するの全員を進退黜陟せしむべからざるなり蓋し内閣を組織するの大臣其數設令ひ多きも總理大臣以下の皆な次官同様のものなり即ち總理大臣の指揮を奉りて動く所のものなれば其人たる總理大臣と主義を同ふせざる可らざるの勿論又互に親密なる交際ある人ならざる可らず然らざる時の總理大臣以下内閣一体の決して始終琴瑟相和するの圓滑なる運動を爲す能はず又進退を與ふ共にする能はざるなり凡そ人の最も難しとする所のもの人を見るの難きより難きいあり今夫の其人の明不明の鑑別如何によりて自家一身上に大關係を生ずるの場合に於ても尙ほ往々にして鑑別を誤ることあり然るを況んや其人の明不明の直接自個一身上に關係を及ぼさるる集會に於て之れを撰擧せんとするか如きに於てい焉んぞ至當の鑑別を爲すを得

代議院の唯一人物を推擧すべし何れの内閣の派が行政部を占むべきやを決定するに足れりとする英國の慣例

んや法れば代議院の内閣大臣全体を撰擧するの決して望まざることにあらず代議院の唯如何なる人が内閣總理大臣となる可きや又二三人中何人が能く總理大臣に任せらる可きやを決定するを以て其職掌とすべし而して代議院が實際此の職掌を行ふに二黨或は三黨中よて孰れの黨派が行政部を占む可きやを決定するに在るのみ而して其の黨中にて何人か總理大臣となる可きやに至るに此れ其の黨内の議論に由りて決す可きものなり國會が與かり關す可き所にあらざるなり現今英國憲法の慣例を案するに此の事巧妙なる方法に於て行はる即ち代議院の敢て一個の大臣をも自から之を任命するとなし國王と議院との二機關を假りて顯表する一國人民の冀望と輿論とを從て内閣總理大臣を命するの習慣にして各省大臣の皆總理大臣の推擧に任せ各省大臣の又各省の永久官を除き總ての官吏を撰むる責任を有せり然

米國の例

れども如斯く圓滑の方法に由りて行はる、撰任法の、他邦に見ざる所
にして夫の米國の如きに於ては代議院より獨立せる委員を因て之を
撰擧するを通則とせり、

代議院の
直接に王立
法事務に
適せざる
所以

其理由一

多衆の集會即ち代議院の行政直接の事務に適せさか如く立法直接の
事務にも亦適せざるなり此の説たる輒も奇怪に聞ゆべしと雖ども
其眞理たること決して疑を容れざるなり凡そ世間智識上の事業中法
律編制の事業經驗熟練と深思熟考とを要する者あらず故に此の
一理を以ても立法直接の事務の少數の人より組織せる委員會を措て
他に適當に之れを行ふ者あらざることを知るを得可し且つ又凡そ法律
を編制するに當り各箇條をして他の箇條と衝突すること無らむる
よひ必ず總て他の箇條に就て精密なる法意と遠見とを要し其法律を
制定するや他の現行法律と矛盾なき様に潜心注意を加へざる可から

其理由二

英國議院
立法の實
例

す然るに雜種の人々より成り立つ所の集合体に於て四面八方より各
條各項を攻撃し之れを修正するときは如何にして如何完備善良なる
制法を得んや焉んそ又之れをして他の法律の條項と矛盾抵觸するの
弊ならむるを得んや殊に法律制度の繁雜なる邦土に於ては此弊害
の到底免る能はざるを知るなり試に英國の國會が法律を制定するの
實況を看よ僅がに一議案を通過するにも多分の時間を要するか故に
議院の會期中只議案の瑣屑の點より外重要なる目之容易に議決する
と能はず強て之れを議せんとすれば必らず數月に渉るの會期を歴る
よ非され能はざるにあらずや不便も亦た甚たしと謂ふ可し且つ其
の議案は如何に善良なる手に成れるも如何に其主意に通熟せる委員
に作らたる者にてても之を思考編制するに如何に長年月を費したる
者にてても更よ其功用を見る能はず蓋し下院の極めて拙劣なる手を用

其議事の
不便なる

近來改良の立法

其示た完全ならざる所以

議案論議の實況

其弊を擧ぐ

弊害の起

て之を修覆するを以てなり、近來之れを改良する爲め一種の方法を用ひ議案の主義大略第二讀會に於て可決するときは之れを撰任委員會に移して細條の審議を遂げしむること、なれりと雖も惜哉未だ其完全を盡さず其然る所以の撰任委員會の審査を経たる後再た之れを國會全際委員會に移して更らに討議を経ざる可らさればなり、吾人債々議院に於て議案を逐條論議する時の有様を見るに各條の動きに必要缺く可からざる所の箇條にして全く刪除せらるゝあり他の箇條といふ全く兩立し難き者をば或人の私利私便を助くるの趣意より可決することあり、**生**學者の動議によりて原案全体の主意といふ只皮上の一一致をなせる者を加入し其結果の終に立案者又の賛成者が嘗て先見せざる者を生じ其次きの會期に忽ち改正案を要するに至ることあり、必竟するも斯る弊害の起るの第一議案の説明辨護役を以て其の

立案者を以て説明辨護せしむるに在り、大臣の議員を以て説明を爲さざるの不便、代議院の立法事務を盡すべき至當の職務を撰拔し人法之に制するに在り、

立案者も委せず之れを以て通例或大臣又の議員に委するに在りて、立案者其の人の如きの幾んど議院に於て着席たも有せざるに由るなり、**若**斯く如斯にして奈何んを充分原案を説明辨護するを得んや、元來說明辨護の位地に立てる大臣若しくは議員の其議案を起草せる人に非ざるを以て充分原案の精神を知る能はず、故に充分明白なる點の外己の議論以て之を辨護するの外なし、是れを以て苟くも豫想せざる反對説に出會すれに能く之れに堪ゆること能ざるなり、如斯く觀察し去れば凡そ代議院の立法事務に於て盡すべき至當の職務の自ら其事務を行はず至當の人物を撰んで之に行はしむるに在り、復言すれば代議院の國中如何なる人物に此の事務を行はしむべきやを決定し、若し其草案既に成就せしときは之に一國の認定を與へ或之を引き去るに在るなり、是を以て文明國に相當せる政府に於ては必ら

立法委員
局の必要

立法委員
局の職掌

立法委員
局の常置
を要す

立法委員
局と代議
院の關係

す國家重大の機^三として別に一小局を設立せざる可らず其人員の大略内閣員に等しきを要し而して其の職掌は全國の立法委員となり専ら法律を編制するに在り此局のみに隨時の立法事務に従ひしむるか爲め一時之れを存するのまならず平素法律の改良を行ひしめんが爲め永久に之れを存立せしめざる可らず又た之れも與ふるの權力も大ならざるを得ずと雖も法律を制定するの全權を與ふ可らざる勿論なり代議院は立法の大權を有するの本局なるか故に之れを以て立法の意志を顯しす所となすべし而して此の會を以て立法上の才識を顯しす所たらしむるに外ならず故に如何なる議案にても一たび代議院の認定を経るに非されば決して立^七て一國の法律となす可らざる勿論なり代議院即ち上下兩院の其議案を拒絶するの權を有するのみならず再考審議の爲め幾回となく其議案を委員局に送付することを得

代議院の
委員局に
法律議案
を起草せ
しむるを
得
委員の義
務

委員局の
特典

委員の任
命及び其
任期

得しむ可し兩院の又委員局に命して或法律の議案を起草せしむるとを得可し勿論委員局は一國人民か願望する所の立法に必要ならざる器械となりて働き決して我意を用ひて其命に違背するを得ざる可し兩議院より或目的を達す可き議案の起草を命したるときは委員局の何時にても其意に従はざるを得ず然らすんば彼等の職を免すべし然れども委員局に與ふるにの特典を以てすべし即ち一たび同局に於て編制したる立法は之れを代議院が於て毫も變更又の修正を加ふ可らず代議院の其儘之を通過するか否すんを全く之れを拒絶す可し例へば原案の或る條項に就て非難起りたるるときは代議院の自ら之を變更せずして再ひ之を委員局に送り其再制を求む可きなり此の局の委員は宜しく之を國王の任命に委し其任期は豫め五年と定め此の年期中の裁判官と均しく其身の不行迹若くは代議院の命令に従て議案

を起草することを欲せざる等にて代議院の請求あるに非ざるより決して其官を免する能はることと爲すべし然れども五年の任期既に満つれば再任の命あるより外に其職を襲く能はざらむべし此れ則ち其任に堪へざる所の人を除き有爲の人材を撰擇するの簡便法なりとす

立法委員
の國に於
ても必要
なり

以上の如き立法局の實際何れの邦土に於ても必要なり去れば雅典國に於て民政の隆盛なり一時を顧みるにポピュラルエノレシア(國會)の唯單純なる規則を議決するに止りて所謂法律と稱す可き者に至ては常に別個の小局に於て之れを編制し若くは改正したり之をノモセトと稱し其人員甚だ僅少より年々之れを改撰したりと云ふ蓋し如此き方法を用ゆるとき一面に於ては國民皆己の代議士が一致賛成せし所の法律に因て支配せらるゝの自由を同時に地方に於ては

立法委員
の便益

亦格段なる學問と經驗とを有する熟練家に立法事務を委任するの便益ありて今日の如き不正無學の立法を蒙むるの弊害を免るゝを得可きや必せり

代議院の
職務重
大且強
なるも
代議院
の集會
の利益
あり

要するに代議院は立法及び行政事務を直接に管治するに不適當なる者にして其適當の職務の實に行政府を監督箝制するに在り凡て政府の行爲に赫たる光を注射し若し其行爲に疑ひなき者あるときは充分其理由を質問し其の説明を請求し若くは内閣諸大臣にして國民の信用を失するか又は其措置國民の感情に稱はざる時其の職を奪却し易ゆるに善良なる繼續者を以てする程重大なる職務のわらず又た之れより強大なるの權力のあらざる也此の權力に由りて充分國民の自由を保全するに足るに勿論他に又輿論の集會所として代議院が國家に與ふる所の一大利益あり蓋し代議院に國民通般の意嚮獨り

政治上の
公議を聴
くを得

政治家政
黨の詐謀
騙略行の
れす

平和の更
造を促す
を得

三百九十八
顯表さるの、ならす、各種族並に、國中最も賢明なる人の議論、各々充
分明白に顯表さる、論にして國家の利害得失、獨り己れの朋友又
黨人と之れを論議するのみにあらず、公然反對黨の面前に、之れを論議
す、而して代議院に於て、假令自家の議論にして他人の爲めに壓倒
さる、ことあるも、之れか爲めに不平を鳴らすことなし、何となれ、其
壓倒を蒙むるは他人の敵意に由るに非ず、其道理の勝る、と賛成人の
多きとに由るを以て也、又代議院の各政黨、各政治家か公然其勢力を戦
ひ、其賛成者の多寡を驗するの所なるを以て詐謀騙計を行ふ能はず
國中よ於て大勢力ある議論、自然顯れ出て、政府を威赫し、實際其力
を用ゆる、及、いずして、之れを退讓せしむるの巧妙なる作用を爲すの
みならず、政治家をして、當時如何なる議論が、國中に勢力を得て、如何な
る權力か、將に衰頹し、つゝあるかを知らしめ、現時の形勢並に未來の趨

政治家を
の形勢を
觀將來の
趨勢を察
し、其政
略を一定
せしむる
事を得
或人の非
難を辨駁
す
代議院の
一の談話
地たるに
外ならず
談話の必
要話の本
行の本な
り

勢に就て其政略を定むるを得べし、是れ豈に國家の興ふる所の一大
效益にあらずや、然るに論者或は代議院に附随する一二の弊を見て、之
れを嘲罵し、單に談話場たる、過ぎすと云ふ者なり、此非難の強ち謂れ
なきに非ず、實に代議院の談話をなすより外に、一も目的を有せざる
者なり、然れども代議院が常に談話する所の者、尋常一略瑣事に非ず
して、一國人民の利害休戚に關する大問題なることを論者の記憶せさ
る可らず、而して單に之れを爲すに止まり、他に目的を有せずとも、既に
充分緊要なる制度に非ずや、夫れ事を談話するの事を實行すると同じ
からず、總べて事を實行するに、先づ談話を要する者なり、去れば、談話
の本にして、實行の其結果なりと云ひ、さる可らず、談話豈、漫りに輕視
す可けんや、論者の代議院を以て談話場なりと嘲評すと雖、之れ其
實嘲評とならず、實に談話争論の代議院至當の職分にして、實施實行の

第二十一章 代議院の職務を論ず

代議院の
 智識才能
 の集合所
 ならず
 政治家の
 智識才能
 を代表し
 國民の輿
 論を代表
 する
 惣括

其の事務に慣れたる一己人の善する所なり、決して多衆集會の善くす
 る所にあらず、集會至當の職分、果して實行者即ち内閣總理大臣か適
 當なる人物なるや否やを檢察するに在り、決して施政に干渉す可き權
 理を有せざるなり、否な若し代議院か直接に立法、行政の事務に關係せ
 る弊害寧ろ之れより甚しきにあらざるべし、蓋し既に述べる如く代議院
 の國中智識才能を代表する政治家の集まる所に、非らずして寧ろ人
 民の輿論を代表する雜種混合の人物の集まる所なればなり、夫の智識
 才能を代表する政治家の人民の標準となる可き者あるの論なり、雖
 ども一般人民の輿論と相關係すること、甚だ薄きものなり、反之代議
 院の其才能遙に彼等に若かさるも國民の勢力を代表するに至りて
 は極めて遠く彼等に優れり、因て代議院の職分の國民の希望を指示し、
 請願要求の機關となり、大小政治に關する議論の巢窟となり、行政大臣
 の行爲を

國民の權立
 の行政の
 法務とを
 相並んで
 善長なる
 政治を施
 さんとして
 の代議院
 の職掌を
 此境界に
 限らざる
 べからず

箝制批評するを其の適當の職分とすべし、結局人民の箝制權と立法行
 政事務とを以て相並んで善長に馳せしむるに必ずや代議院の職掌
 を以て此の如き境域内に限制せざる可らず、否らずんば則ち人民の箝
 制權の行ゆるも立法、行政事務は行われざるべし、立法、行政事務の行
 るるも箝制權の行われざるべし、此二つの利益を併せ有せんには宜
 しく之れを分割して箝制批評の職務と事務實行の職務とを判然區別
 せざる可らず、而して前者の之れを多人數の代議士に委任し、後者の之
 れを人民に向て嚴格なる責任を有し、且經驗實驗に富み、知識才能を有
 する二三政治家乃ち内閣大臣に委任するも若くはなきなり、

第二十二章 中央政府論

○中央政府の起原及び沿革 ○英國内閣の起原 ○普佛英各内閣の組織を
按ず ○英國内閣の佛普内閣と異なる大要 ○英國内閣の制度を詳論す ○
英米内閣制度比較論 第一其二 其三 其四 其五

中央政府の起原及び沿革

中央政府の源の帝室より發す

代議院の職掌に關する重大なる問題の前章に述べたれば本章以下に於ての専ら行政の事を論せんとす而して先づ中央政府の事より筆を起すべし按ずるに今日所謂中央政府と云ふ者の孰れの國に於けるも皆な源を帝室より發したる者にして往昔君主自ら百般の政務を執りし時に在りての政務の皆な一に帝室に集りたり而して當初の君主親ら百般の事を裁したるも世進み事務亦た錯雜を極るに隨つての君主獨り百般の事に當るの餘力を有せざるのみならず處理困難の局に當りての君主の明を以てするも獨り之れを裁する能はざるの情實起れ

貴族參謀官始め起る

有力參議の勢力強大の終に門閥參議を擠却して今日の國體を成すに至る

此等顯官の當時三大權を掌握す普英佛各其名を異にする

り於て是乎各國の君主の概ね貴族を擧げて顧問官となり終に參議の官起るに到れり此の參議の官たる初めの名門右族の占むる所也一か漸くにして右族にあらざるも才能卓絶の士の擧げられて此の顯職に任するに到り實力ある參議の次第に其の勢力を強大にし第十五第十六兩世紀の頃に近び門閥參議を擠却し君主を助けて終に封建の諸侯を斃し以て各國今日の國體を致すに至れり此の有功なる參議の後來英に於ての樞密議官と稱し佛に於ての内閣顧問普に於ての樞密參議と稱する所の者にして當時此等の顯官の共に立法行政司法の三大權を掌握し國家大体の機務を擧げて經紀せり故に決して今日の行政官吏と之れを同視すべきにあらざるなり而して此の機關の最も隆盛なりしは佛に於ては第十五世紀より第十八世紀の間普國に於ては第十七八世紀の間にありて爾後行政の事務寢く擴張し愈々中央集權に傾嚮

第二十二章 中央政府論

政務併掌の不便を感して漸く政務分掌の事起る

普國樞密議官政務の分掌

現今内閣の制度始めて此に胚胎す

英國内閣の起原

するに随ひて、諸參議萬般の政務を併掌する、徒らに事務を澁滞し、行政の作用を阻欄するに過ぎざるの實を顯はすに至り、是に於て政務の分掌、己む可らずとて普國に於て、十八世紀に、其の樞密議官を分つて外交事務部、司法部及び内務、財務、軍務部の三となり、各々專任する所を定めて機務を辨理せしむるに至り、英佛の參議官も亦た第十七、十八世紀の頃に於て事務の分掌を定むるに至れり、然れども尙ほ事務澁滞の弊を全然排除し、活潑敏速を要する百般の政務を處する能はざりしを以て、行政事務の皆な宰相に歸し、こゝに現今の内閣制度を胚胎するに至れり、馬ビングトン、麻コーレイ曾て英國樞密院の内閣に變つたる沿革を叙して曰く

英國歴史中内閣の起原及び現今有する所の權力發達の歴史の如く奇怪なるものあり、往昔より英國君主は樞密議官の補佐

議官中の選倫絶群を撰抜し、内閣に議政憲す

蓋

する所より其重要なる職權の章程等、法律を以て明かに之を定めたり、樞密議官の數百年間國家の大事を評定し、政府を補佐し來れり、雖も終に政務に通曉せざるもの國家に勤勞功績あれば名譽の地として此官に任せられたるが爲めに、其數漸く増加して秘密重要な事を議するに適せざるに至り、國王の已むを得ず、議中逸倫絶群の者を撰抜し、之れを議事堂中の内室に召集し、秘密に國政を議するに至れり、蓋し「カピット」即ち内閣の稱起りたる所以之れに外ならず、抑々此議官を特撰して内閣に出すの事に關して、米コン早く既に其是非得失を論せしと雖も、其一般人民の注意を惹き起したるは、王政復古の後にあり、當時復古の政治家喋々内密會議の危険にして、且つ憲法に違背するを痛論したるも、會議の漸々樞要の位地を占め、遂に政治上缺く可らざる要具となれり、然り而して最も奇怪と稱す

憲法外の秘密會議の上、政治の要具と爲れり

英國法律
上内閣の
成立を認
めす

すへき、英國法律が此會議の成立を認めずして、其の集會の議事決
議等も記録する所なく、議院の決議録絶て此事に及らざることは是れ
なり云々、

更に英國
舊時の樞
密院の事
を詳説す

其權力強
盛なる時

其權力漸
く衰運に
歸す

英國の樞密院より内閣を生トたる沿革概むね如此と雖も、事の甚た
政治學に重大なる關係を有するか爲め、舊時樞密院の如なる勢力を有
したるや、幾許の變遷を経て遂に今日の内閣を生出するに至りしやを
詳かに觀察せんとす。樞密院の權力強盛なりしときに當りては立法、行
政の大權の皆な此院の掌握する所にして、各官衙の皆な其指揮を奉じ
細大の政務これが干渉を仰き司法部の獨立の幾んと視る能はざるの
態なりしを以て、イトワード三世の時に至り下院の此院の專横跋扈を
防ぎ國民の自由權利を擴張することを力めたり。王政復古の頃に及ん
て樞密院の權力漸く衰運に歸せしを以て、句ランドン其權力を挽回

天氏別に
内閣會議
を開く

樞密院終
に行政の
一部を占
む

又僅かに
立法に與
るのみ
普佛内閣
の起原推
知すべし
普佛、英
内閣の組
織を按ず

せんと欲し之れを四部に分ち、自ら外務部の長となり各部を指揮した
るも終に外務の權力他を壓倒して純然たる内閣の状態を現し、句ラ
ンドンの企望を畫餅水泡に属せり。數年の後に至り維ネリヤム天
ル再び樞密院の權力を回復せんと欲したるも成らず。天氏自ら別に
内閣會議を開ひて政略を謀議し、始て内閣の須要なるを覺りたり。爾來
樞密院の權力の愈々衰微に属し、現時に至りては僅かに行政の一部を
占め、家畜流行病の豫防に關する事務、全國教育に關する事務を掌り、又
議員の指揮を受けて立法に與るのみ、豈驚く可き變遷と云はざるを
得んや。讀者若し此の沿革を會得せば、普佛に於ける内閣の起原も亦た
大概むね想像するを得む。

以上の如き變遷を経て生じたる普、英、三國の内閣組織の實に左の如
し、

佛國內閣の組織
内閣員及び大頭領の責任

佛國の内閣員は十一名ありて相共に大頭領を輔翼す而して大頭領の止だ大逆無道に對して責を負ふのみにして他の場合ハ内閣員責任を負ふを法とす内閣員ハ即ち左の如し、

四百八

- 一 司法及教務大臣
- 一 外務大臣
- 一 大藏大臣
- 一 陸軍大臣
- 一 海軍及殖民地事務大臣
- 一 内務大臣
- 一 文部及美術大臣
- 一 工部大臣
- 一 商務大臣

普國の内閣組織

普國の内閣員ハ略々佛國と同じ即ち左の如し

- 一 農務大臣
- 一 郵便及電信事務大臣
- 一 外務大臣
- 一 司法大臣
- 一 大藏大臣
- 一 陸軍大臣
- 一 内務大臣
- 一 宗教、教育及衛生事務大臣
- 一 工部大臣
- 一 貿易及營業事務大臣
- 一 農業、官領地及山林事務大臣

第二十二章 中央政府論

四百九

各國の内閣組織を以て

行政事務の配分を以て

英國の内閣組織

數多の内閣員をして行政事務を分掌せしむるの有機如此而して事務を配置する方法は各國特異の事情によりて同からず例へば商業を重んずるの國に在りては殊とに商務大臣を置くも否らざるの國に於ては他の大臣をして之れを兼掌せしむるか如き或は佛國の如く宗教事務を司法大臣に委するあり普國の如く文部大臣に掌らしむるあり官有地の如き佛國に於ては之れを大藏大臣に任じ普國に於ては之れを農務大臣に委せ蓋し其然る所以は政府の目的互に同一からざるに由る即ち官有地を大藏省の管轄に属するは其収入を主眼とするものにして之れを農務省に歸するは耕作を振興せんことを旨とするにあるか如し、

英國内閣の組織は一種特別にして他邦に類を見ざるものなり即ち内閣に列する諸大臣の概ね左の如し、

一 總理大臣(或は呼んで大藏の一等老徳と云ふ其名義に就て)

看れは大藏の長官にして實際同事務を掌る者の如くなりと雖も其實は各大臣を統率するの任を有し大藏省の實際の事務を取る者の左の大臣なり、

チャンセル、オブ、ザ、エキスチー
一 藏大臣

一 司法大臣(他邦に於ける司法大臣の掌理する事務の一部を掌とり、上院議長及高等裁判長を兼ね)

一 愛蘭太守

一 樞密議長(議長の名義あるのみにして其實なき而れども内閣に列す)

一 國璽典掌(名義あるのみにして幾んど其職なり必竟此官を内閣に列するは事務樞密なるか故にあらす熟練の政事家にして)

老衰せるか或は多病にして繁劇の事務に堪へざる者を此局長
となし、内閣に列せしむる爲めなり、此の官の事務たる一週兩三
會布告書類に内璽を捺する者にして現今の惟た儀式に過ぎすと云
ふ。

- 一 内務大臣
 - 一 外務大臣
 - 一 殖民大臣
 - 一 陸軍大臣
 - 一 印度事務大臣
- 總稱して國務大臣と云ふ

如斯く以上五人の大臣は各部の事務を分掌すと雖も畢竟是
れ便宜上の區別に過ぎず、憲法上より之れを言ふときは國務大
臣の一人にして各省に各大臣を置くものと、英國憲法の認めさ

る所なり、

蓋し以上の五大臣を國務大臣となせしむるも又今五大臣を生
じたるも皆な歴史上の沿革と習慣に據る者にして、五大臣の内、
内務大臣の權力は、大藏大臣に次ぎ職權極めて廢し、

廣

- 一 海軍大臣
- 一 商務大臣

一 地方政務大臣(濟貧、衛生其他の内治を掌る)

英國内閣に列する者概むね以上の如し、然れども其數に定限あるま
らず、或は上載の者の中に内閣に列せざる者あり、或は以上の外に内閣
に列するものあり、例へば驛遞總監の如き、愛蘭内務尙書の如き時と
て内閣に入るあり、或は他邦にては必ず内閣に位地を有する文部、工
部に關する大臣よりて位地を有せざるあり、要するに英國内閣員は他

英國の内閣員の定限あり

邦の如く常に確定せざるなり、

英國内閣
か佛普内
閣と異な
る大要
内閣員撰
拔の法

佛、普、英三國の内閣組織の概ね上來の如く、而して三内閣の制度區別の細點を論せんとすれば爲めに一大卷を筆せされば能はずと雖も、今其重もなる要點を擧ぐれば、普國の内閣員、官吏より拔擢するを例とし、英國の既に政黨論を略述せる如く、政黨政治よりして下院に勢力を占めたる政黨の首領を擧げて内閣を組織するを例とし、佛國も又た之れに倣ふ、而して普佛兩國に在りては内閣員の孰れも行政各部の長官たるに過ぎずと雖も、英國の總理大臣、他邦の首相に比すれば一層の大權を有し、眞實内閣諸大臣を統裁し、總理大臣にして行政一部の事を專任するの輓近に至り、虞ラットストン、微イコンス、ヒエル、ド、兩氏の大藏大臣を兼ねたることあるの例を除ては、幾んどなきことなり、又た普佛兩國に於て參事院若くは之れと類似する者を以て内閣の顧問と

内閣首相
の權限

内閣顧問
官の有無

英國内閣
制度を詳
論す

なり、之れをして法律規則を草定審案し、及び其の疑義を説明し、又行政上の通規を制定し、若くは政府の諮問に應じて意見を開申する等の事を掌り、以て行政の機務を賛けしむると雖も、英國に於ては内閣に附隨する如斯もの更らにあることなし、此等の諸點は英國内閣制度か普佛制度と異なる要點なり、尙ほ細密の討究を経るにあらすんば瞭然たる區別を爲す能はずと雖も、吾人の先づ普佛内閣制度を詳論するを措き、専ら英國内閣制度を觀察し、其の實際に運用する有様と、其の得失を講究せんとす、蓋し英國内閣の制度の錯雜にして最も解し難きのみならず、實に萬國に比類なき良制度なればなり、

虞氏英國
内閣制度
を評す

一生の腦力を英國政治に盡し、額齡に至るも尙ほ孜々力を致して怠らざる虞ラッドストン氏曾て英國内閣制度の美を稱して曰く、抑々此機關たるや人間の思想より生きたる者みならず、全く眼以て視る可らず、

第二十二章 中央政府を論ず

英國内閣の制たるの勢然微妙の力に因りて成る

地平線上の政治海観の最大偉觀

法律上樞密議員の資格を以

て君主を輔弼す

内閣の單に相互の會意に依りて成立す

法律上宰相も亦た成り立つことを得す

其証例

耳以て聽く可らざる隱然たる勢力の活動するに依りて此に至りたるものなり英國の内閣及び憲法上諸權の關係の今日の如く皇張して鞏固を得煥然照乎として世界の表に赫々たるの決して理學の結果にあらず又單純なる主義を實施したるの効果にあらざる也嗚呼英國の憲法ハ茫渺たる政治海地平線上の最大偉觀なり而して其起るや慈イリユサレム(地名)の殿堂の如く一の響なく又一の聲もなくして現われたりと洵とに然り既に前段に述べたる如く英國内閣の樞密院より胚胎したる者にして今日樞密院の僅に行政の一隅に位地を存するに過ぎずと雖も英國保守の人民の内閣制度確立するの今日に於て曾て憲法を變せず故も今若し法律上より之れを云ふときハ所謂ゆる内閣員なる者決して成り立つ可きにあらざ法律上の明文に據れば内閣員君主を輔弼するに内閣員たるの資格に因らずして樞密議員たるの資格

を以てする也去れば樞密院實際に勢力なき今日に於けるも始めて内閣に入りたる者にして未だ樞密院の議員たらざる者の此院の一員たるを誓ふの式ありと云ふ要するに内閣の單に相互の會意に依りて成立する者にして全く最秘密の中に存する者と云ふ可し是れ内閣に一の記録もなく又た佛國の如く參事院に類似する者なき所以なり内閣員既に憲法の認むる所にあらず況んや其首相をや原來首相とい外國語の「プリミヤ」に該る者にして英國に於ても此語を用ゆること甚た古いと雖も未だ此の執政の長の意義を顯表する眞正の英語あらざる程なり去れば輒近呂バルト和ルポールの彈劾せられたるとき當時其の朋友の上院に於て之れを辨護し和ルポールの決して自ら首相の地位を有せざりきと主張するを便利と思惟したることあり而して當時和氏を彈劾せる理由の上院の記録に存する者を見るに左の如し

大宰相なる官の英國憲法の認めざる所なり而して余輩の認むる所
は據れの和ルポールの數年間萬機を統宰し恰かも大宰相の地位を
占有せるか如くなるを以て余輩の國王陛下に請ふて此君主と國家
とよ有害なる大臣を黜けざる可らず、

以て大宰相の官職の古來英國憲法の認むる所にあらざることを知る
べし然り而して現時の如く大宰相あり内閣員ある者の前段略叙せる
か如き歴史上の沿革にこれ由るなり、

英國内閣の制度作用

虞ラッドストーン英國現内閣の制度を論じて曰く凡そ執政官にして
内閣に入らざる者の良しや諸省に於て大に内閣の職務を分掌すと雖
も要するに補助の位地にして其責任の上より論すれば第二流の位
地を有するに過ぎず蓋し今日英國の現憲法を論する者にして第四の
威權案するに君主上院國會の三權に對し内閣を云ふを詳察講究せざ

第四の權

此の權力(即ち内閣)の三種の權力に寄生す

る者の云ふに足らず所謂第四の權力といふ如何なる者なる乎と云ふに
判然特立する者にあらず又他の三種の權力を組織する元素と異なる
者より組織せらるゝにあらす却て三種の權力に寄生し其れの上に委
頼する者と謂ふべし例へば此第四の權力(内閣)の一部は上院の一部を
組織し他の一部は下院の一部を組織し而して此二者結合して王室の
樞密院を組織し更に之れを云へば内閣の各員の三疊の性質を以て働
く者とす(第一)の各省の大臣たる性質なり(第二)の立法部の議員たる性
質なり(第三)の王室の補佐たる性質なり(第四)の上下各院に於て執政の
重立たる者一人つゝ必ず其の首領とならざる可らざることを是れな
り去れば英國の内閣なる者の國王若くは女王上院及び下院の三者を
結合して其行爲を連絡する三疊の蝶番と謂ふ可きなり良しや下院の
結局の最上權を有する者なるも日々國家の樞機となり其政治機關の

内閣員の性質を有す
内閣能く三權力を結合す

英國内閣
内部の組織
及その其
妙機

内閣の一
体一致

執政各自
の内閣に
對する關
係
各省長官
の專決す
べきもの
を定む

重力の中心となりて治權の全線を収攬する者の則ち此内閣に在りて
謂はざる可らず、

虞氏又其内閣内部の組織を論じて曰く、抑々英國政治の組織中最も裝
置構成の精微妙靈を極むる者の内閣内部の關係の整頓せるに若く者
なし、看るべし執政の皆な各自王室の輔佐たるも其集りたる内閣の一
致一体にして何人も同僚も背くに非されば一人の資格を以て國王に
助言を爲す能はざるなり、又之れに反し國家の政務をして皆な一々執
政全体の眼を經過せしめんも其事務殆んど百倍も繁大ならん故に
各執政をして一省に長たらしめ其如何なる事務の同僚と協議せざる
可らざる乎、又其如何なる事務の己れ專決するを得る乎を定め、其各
卿自ら決して可なる者の其の擅まゝに斷決するに任せり、是れ執政各
自の内閣に對する關係なりとす、而して尙ほ此に世人の未だ注意せざ

各執政が
首相に對
する關係
英國の首
相のの特
別の權力
なり

各執政の
首相と進
退を俱ま
す

る他の一關係あり、是即ち各執政が其長と對する關係なりとす、英國内
閣の長の決して夫の土耳其の大宰相の如き者にあらず、其同僚に對す
る關係を見るに適當に權力と名づくべき者を有せず、偶々内閣の議論
にして投票を以て決する場合ある時、彼れは矢張り他の内閣員と
同一く一個の投票を有するに過ぎず、然れども他の内閣員の黜陟任免
せらるゝの皆な首相の國王に助言するに依る、又内閣長の辭職の必
らず内閣解散の結果を生ずると制規にして其狀恰も内閣を結附せる
紐索の一時に解けたるが如し、此の例の特に著しき一千八百四十六
年宰相呂バルト彼ールの場合なり、當時の政府の穀律廢止を實行する
の後直ちに解散せり、抑も此の穀律の廢止の専ら首相彼ールの先導首
唱に出て其の一生の力を奮ひたるに由る者にして他の同僚の始めよ
り此の議論決斷に協同したるにあらざれば其責の専ら彼れ一身に在

權力均勢の精微なるより一職の爲め政府全体を瓦解すにあり

英國首相の眞價

るべき筈なるも、仍ほ其内閣の穀律廢止の議の爲め首相職を辭すると共に全体の解散を致したり、而して他の同僚の辭職の唯だ内閣を空し、ふするに止まると、雖も其の權力の均勢極めて精微なるを以て、一の執政の辭職より往く政府全体の瓦解を致すこと無きよ、あらず、然れども、甲の場合乃ち首相の辭職より政府の更迭を生ずるの通規にして、此乙の場合乃ち尋常の執政の辭職より斯の如きとあるを致すの寧ろ例外とす、元來首相の何省に於ても他の同僚を制御するの權利を有せず、若し欺計を以て籠絡するにあらざれば、而して斯の如きことあるの想像する能はざるとなり、彼れが他を支配するの唯だ道德の感化力に依り、之れを爲す可きのみ、凡そ世界廣しと雖も、英國の首相の如く、斯く大なる實體を以て、斯く小なる虚影を投照する者、あらざり、又斯く小なる特權を以て、斯く大なる勢力を有する者、非らざるなり。

英國内閣が今日の妙機を致したる沿革
第一内閣員主義を同一にす

往時の内閣の各政黨の首領の集會を合たり
彼ツトに至りて初めて此制を確立す

以上の虞氏か英國の内閣現制を評論したる者にして、讀者の一讀其大要を知るに難からざるべし、今内閣員相互の關係にして今日あるに至りたる變遷沿革を案するに、之れを左の二段に分つを得べし。
(第一)内閣員主義を同ふする事、今日若し黨派を異にする者相共、英國政府の内閣に入るとせば、世人必らず奇怪の思をなすべし、と雖も、往時の却て是れ恒例にして、之れを怪しむ者あらずりき、即ち查斯第二世王政復古の後數年より尙ほ未だ主義同一の事あらずして、夫の維非リヤム天プルの内閣組織改正の方案を見るに、全く内閣をして各政黨首領の集會審議する所となさん計畫なりし、か如し、然るに維非リヤム三世初めて同主義の者を以て内閣を組織するの端を啓き、呂バルト和ルポール内閣を組織するに當り、終に之れを實行し、慈ナルジ三世の晩年宰相ピットを待つて初めて之れを確立し、遂に今日の十全成熟を致す。

第二十二章 中央政府を論ず

第二内閣
員の連帶
責任を有
す

此制度キ
内閣組織
に初まる
英國憲法

したる者なり、
(第二)内閣員責任を連帶する事、異黨の者相入りて聯立内閣を組織し
たる時に當りての内閣員責任を連帶せると曾て之れなく、樞要の位置
を占むる大臣にして會々職を辭するも爾餘の大臣の依然其職を保て
り、大革命後五十年和ルポール辭職するに當りても君主の氏の後任た
るアルトニーに命するに急激の更迭變革を爲さざるを以てせり、ブル
トニーも亦た其旨を奉戴し前内閣員の多數をして其位置を保たしめ
たりと云ふ、而して内閣全体の更迭初めて行われし千七百八十二年
能ルス公辭職して鹿キンガム公新内閣を組織したる時を以て初めと
す、是れより以後の内閣長下院の意嚮に反對して冠を掛る時内閣員全
体其進退を共にすること慣例となれり、
英國全閣員の今日、の如き關係ある者の實に、以上の如き變遷に依る者

上各權力
を十分逞
ふせんと
せば勢ひ
他を麻痺
せざるべ
からざる
所以
憲法上下
院及び王
室の權力

王室の權
力を濫用

よして一も憲法の明文に基ひて然る者にあらず、若し憲法上各自の威
權にして十分に自ら逞ふるを努め、他を麻痺するか、或は他を
破壊するに至らざるを得ず、見よ英國の下院は金錢供給の權を有する
者なり、若し供給を拒まんとすれば一錢の供給も之れを拒むこと難き
にあらざるなり、又王室の今日一千人の貴族を造り明日又た一千人
の貴族を造り得るの權を有せり、國會を解散するの權を有せり、最も
惡なる罪囚を赦免するの權あり、世界を敵として戰を開くの權を有せ
り、國會の認許なくして莫大なる費額を生ずる條約を結ぶを得るの權
を有せり、而して此權の啻に國民の既に認許したる政略を保持し、又
之れを發達するか爲め用ゆるを得るのみならず、又其の反對の場合に
も用ゆるを得る者なり、然り而して英國君主の此等の權力を濫用せ
る者の何ぞや、蓋し前章三權論に述べたる如く立法、行政、司法の互に相

せらむ
内閣の調
和力なり
虞氏英國
憲法の適
評

英國憲法
の諸權力
の靈妙結
婚なるに
依りて生
可たるも
可暗黒界
に入るの
門戸を啓
れたるも
可の謂ふ

率制するの作用に由らすんばあらずと雖も蓋し又内閣か三疊の性質を有し各權力の蝶番となり能く調和するに是れ由らざらんや虞氏いづく諺に「婚姻ハ天の命なり」と云ふとあり是れ蓋し社會萬象の中其基礎たる家族成立の事乃ち男女配偶の契約中に含有する子孫のことハ最も人間思想の外にして造化の政治が其の見る可らざる妙用を以て人間の不完全なる能力の缺を償ふ者なりと云ふが如し英國憲法も亦た之れに類し其組織の一致協同ハ諸の感化諸の勢力の靈妙なる結婚に依りて生じたる者と謂ふ可し且つ英國の憲法ハ恰かも暗黒の廊下に入らんとする門戸を啓らきたる者と認めざる可らず何となれば大膽にも其所に逍遙する人を善良信實の者なりと認むるを以てなり(案)するに英國の憲法ハ國王上下院及び内閣等の善良信實を信任して立つを云ふ若し不幸にも是等の人をして恰かも競馬手が競馬場に會

英米内閣
比較論

して各自其馬の力を極めて争抗するが如く又法庭の辨護人が他の權利義務を關せず一意依頼人の勝利のこを得んと争ふが如く相集まらしむる時ハ即ち吾人の憲法ハ背理虚妄の塊のみ復た何の誇る所かあらんと眞に誣ひさるの言たるを知る也、
英國内閣の長所ハ始終虞氏の言を籍りて明らかならしむるを得たりと雖も詳かに其長所を知らんとせば勢ハ他の制度を取りて之れを比較せざる可らず而して吾人の米國の制度を取りて比較せるの最も利便なるを知る何んとなれば米國往時の人民ハ皆な英國人にして其創め米國又殖民するや英國の制度を移用し内閣制度の如き最も英に近き者なればなり而して比較論を初むるに當り先づ英米の内閣に差違ある所を述べざる可らず顧ふに相違の主點二あり英國にてハ内閣と議院換言すれば立法部と行政部との役員を撰擧する手續同一に

英米内閣
の異の主

英國に於ては立法行政の役員を撰擧する手續同一なり
米國に於ては其手續を異にする

て内閣を總理する首長及び之れに従ふて政務を施行する内閣
も其議院中多數を占めたる政黨より出て、實際政權
時勢の變遷に依り衆望を失する時、忽ち内閣を滑べり出て、
他黨に譲らざるを得ざるの制にして別に年月を期して行政を掌
ならざるに米國に於て之れに反し立法部たる議院を撰擧する法と
内閣總理する首長たる大統領を撰擧する事との自ら其の手續を異
にし英國の如く議員中より入りて内閣を統ふる等の事一切これな
く大統領在職の任期も豫め確定しありて其任期中に設令ひ統領衆望
に反したる政治を施すも英國内閣員の如く忽ち位地を他黨に譲らさ
るを得ざるの危険なし是れ英米内閣制度相違の主點にして得失の判
る所も亦た此の相違に依らずんばならず
第一米國に於て大統領在職の期限を定め置くこと云ふ事が原因をなし

制度の弊
英内閣の利
其

米國大統領の期限を定めるの弊

政治世界の時勢を要する
米國人民の此時に於ては主權を行使する能はざる

て主權在民主主義を達する能はず抑々主權人民に存すといふ自由政治の
主義とする所の者なり而して此人民と云ふは普通に所謂全人民を云
ふにわらずして撰擧せられたる人民を云ふなり英國下院の如き即ち
これなり蓋し政治世界なる者の時々暴風狂雨を起し其形勢頓が一變
し國家危急に迫るとあり人民主權を施行し時勢に應じて治者を變更
し適當なる者を撰定するを要するに正さに此時節に外ならず米國の
政治の自ら主權人民中に存する政治なりと稱する者なり然るに彼
此主權の最も必要なる時節に當り却て主權人民中に存するを見る能
はず彼れに一定の期限間撰擧せられたる國會を有せり而して其期限
の間嘗て短縮する能はず又延長する能はざるものなり彼れに一定の時
限間撰擧せられたる大統領を有す而して其間の決して之れを動かす
能はざるものなり彼れに前金にて政府を誂へたるものなり故に其政府

米國人民
の彼れに恰適する
と否らさると、
彼れの需用する
ものなると否らさ
るとに拘りらず、
彼れの法律に依り
て之れを保持せさ
る可らさるなり、
是れ米國內閣の一
失なりとす、

其二

米國內閣
の政治
上の智見の
劣るの弊

米國社會
の英國社會
より政治
思想の乏
しき所以

の彼れに恰適すると否らさると、彼れの需用するものなると否らさるとに拘りらず、彼れの法律に依りて之れを保持せざる可らさるなり、是れ米國內閣の一失なりとす、
(第二以上) 同一の源因により、米國の大統領及び内閣員、英國の内閣長及び内閣員に比すれば、政治上の智見遙かに劣れり、蓋し大統領及び内閣員は政治智識の優劣ある所以、素と一般社會の政治智識の多少による事にして、米國の政治社會、英國の政治社會に比すれば、政治上の智識少なし、随つて大統領及び内閣員も、又た英國内閣員に比すれば、政治智識に乏しからざるを得ざるなり、何を以て米國社會、英國社會より政治思想乏しと云ふ乎、凡そ一般人民の政治上の得失を論究するに、唯た其の得失を論究して、眞理を求むるを以て足れりとするにあらざ、政治學者の且らく措き、其期する所の論究いたる議論を以て己れの

政治の得失を論究するに、其結果を望むるに在り

希望する所を遂げんと欲するにあり、復言すれば、議論の結果を望むに、あるなり、然るに米國大統領の其任期豫定ありて、其任期中の人民如何に罵ると其施行する政治を議するも、其内閣を顛覆して己れの欲する内閣を組織せる譯に至らず、去れば米國一般社會に國談の盛んなるに、大統領改撰の前後に在りて、英國の如く重大なる一事の起る毎に、政談の盛んなるの比に、あらず、既に政談を爲すこと稀なる以上、政治思想の煥發せざるも、又た勢なり、而して政治思想の煥發せざるに、當たに智識ある大統領を得る能はざるの不幸あるのみならず、實に亦た人民國事を忽諸に附するの大弊ありとす、虞ラッドストーンの英米の憲法を比較して同一の事を論せり、曰く、英國人民の常に通例執政官を變改し、能はずと雖も、是れ唯た直接に爲し、能はざるのみ、何となれば、人民の下院を動かすの勢力を有し、下院の執政官を動かし、能ふ者なれば、人民

虞氏英米の憲法を比較論す

これに由て遂に其目的を達するを得可ければなり(第一英國人民の
 米國人民の如く若干の時限を定めて己れの勢力を放棄せざるなり試
 みに看よ演説の自由なり請願の自由なり又集會の自由なり何時にて
 も此等の器械を取りて國會の解散を致し再び其權力を回復するを企
 つべし(第二)の國會議員の幾んど六百六十名にして其内時、
 するを以て人民更らに之を補充し以て絶へず國會の模様を變じ之れ
 をして人民現在の感覺若くは少くとも選舉者現在の感覺と大なる
 差異なからしむるを得可し且つ英國人民の嘗たに現時の上に勢力を
 有するのみならず又將來に向つて勝兆を示その力を有せり何となれ
 ば常に下院に坐するの議員の恐らくは十中の九まで何時解散せら
 るゝも再び議員たらんと欲する者なれば此輩の居常汲々として
 政治の天象を察し其陰晴の兆候を見て之れに己れを適合せしめんと

米國に於ての代議士と現在の人民との感覺上大なる差異なからしむる
 英民の又將來に向つて勝兆を有す

蓋

を務めざるのなきれば英國の民意の執政官を變改し或は之れを制
 限し以て其政略を變更し又或は少くも今將さに捲き起らんとする
 陰鬱たる暴風雨を鎮靜する器具を十分に備具する者なるの決して知
 るに難からず蓋し各國人民其政治に關しての概ね怠惰者の如き状態
 に陥るを免れずして之れを醒覺するや固より難し況んや其をして永
 く醒覺興起せしむるに於てをや良し一時醒覺し得るも暫時にして忽
 ち惰眠の中に陥らざるの稀れなり而して獨り英國人民の常に醒覺し
 て嘗て惰眠に陥らざる者の以上の如き理由あるに由らずんばあらず
 云々

其三
 (第三)米國政治社會の英國に比すれば一般に政治智識乏しきか上に其
 中より第一流の人を擧げて大統領となし内閣員と爲す能はざること
 次の弊失なり蓋し政治智識卓絶する大政治家の俗に所謂敵千人味方

家を擧げて行政長官ならざる能く

千人と云ふ如く非常に自黨の人望を有すと雖も亦反對黨より非常の攻撃を蒙むる性質を有するなり是れ英米共に同じきことなり然るに米國に大統領の任期を豫定したるか故に一旦自黨の人を擧ぐる以上任期間其位地を失ふの危険なきを以て何人にも自黨より擧ぐれば農事終とれりとなし其人の才あると否とを問はざるなり故に其深く注意する所の唯撰擧を争ふの際にありて一たび撰擧を終れば左まで注意するの必要なきなり而して撰擧の際注意すと云ふは卓絶の人才を擧ぐるに注意するにあらざる可成反對黨か撰擧を妨げざる様の温厚篤實とも云ふべき政治知識上に第二流の人を擧ぐるに注意するなり英國の政黨も又此の籌略を知らざるにあらざるも内閣員の任期の米の如く豫定しあらざるか故に常に安心する能はざるなり然るに若し他黨の恨みを買はざる温厚篤實の人を擧ぐるを主として政

英國内閣首長の常に第一流の人たる所以

其四

米國內閣制度の政治家の長所を捨るの弊あり

治智識の如何を第二段に措くか如きに於ては廟堂の樞務に當りて常に政權を見るに鈍にして忽ち政權を失却せざる可らず是れ英國内閣の首長の常に政治社會第一流の人の占むる所たる所以にして米國制度の英制に及ばざる所なり
(第四)又同一の源因に由りて米國內閣制度の政治家の長所を捨るの嫌あり隨て時勢に適合する大統領を得る能はざるの弊あり夫れ政務に進むと隨て繁多に成り行き繁多に連れて變遷も又頻繁なる者なり而して又人々に能あり不能あり内治に得意なるあれば外交に長する者ありて内治も得意なる者必らずしも外交も機敏なるを期す可らず内治に忙しき時に之れに長するの人を擧げ外交困難なる時に外交に長する者を擧げてこそ初めて適當の政治を施くことを得べし然るに米國大統領の既に數々云ふ如く在職の年期豫定しあるを

又時勢によりて更迭を謀るを得ず

以て時勢により更迭を謀るを得ず、今人民か時の勢を察して内治に長する人物を擧ぐるとせん、任期中時勢急に一變し頗ふる外交上の紛擾を醸し、大に外交の機務に長する人を要するの時に遇ふも又た奈何ともする能はざるなり、是れ又た米國內閣制度の一弊なりと云はざる可らず、

以上の是れ大統領の任期を豫定し置くこと云ふ事か原因をなして米國內閣制度の英國內閣制度に劣る四點なり、請ふこれより立法部たる議院の撰擧を行政部たる内閣員との撰擧手續を異にすと云ふの源因よりして米國內閣か英の内閣より及はざる所以を述べん、

其五 米國內閣制度の強大なる政府の弊なき

(第五)政權の強大を要するは孰れの政府も於ても同一の事なり、而して米國內閣の強大を缺くは、英國の内閣制に比すれば、其の強大を缺くは、弊なき能はざるなり、其所以は何ぞや、蓋し政權の強大なるは否と、其の政府か弊

を缺くは、弊あり

行政官と立法府との不和なる根元

されたる權力の範圍廣狹如何に因る事なりと雖も、亦た政法組織の互に相助くる作用あると否とに因る事なり、英國の首相は立法部の多數によりて撰擧せられ、又免黜せらるる者なれば、必らず常に議會に委頼し、彼此一致するを誤らず、故に若し首相にして自家の政略を援くる立法を要せば、即ち之れを得るに難からず、米國の制度に於ては、然らず、大統領は或時甲の方法に依りて撰擧せられ、又他の時乙の方法に由りて撰擧せらるる者なれば、兩者を連絡一致するものあらず、其行政官と立法府との間に絶へず不和あるを見るは、職として此れに此れ由る夫の里ンコルン暗殺せられて後副統領モンソン大統領となりたる時、此の弊害特々甚しく、當時南方諸州の亂後休養に關し、大統領一策を畫せば、則ち國會は又他の一策を案し、彼此相妨げ、遂に大統領は代議院を罵り、又代議院は大統領を憲法の違反として彈劾し、之れを斥けんこと

行政、立法の組織、其當を得ず、互に、脈絡を通せざるに由ることにして、兩權常、軋轢を絶たずんば、政權素より強大なることを得可らざるなり。

を曲ひたり、是れ皆、な行政、立法の組織、其當を得ず、互に、脈絡を通せざるに由ることにして、兩權常、軋轢を絶たずんば、政權素より強大なることを得可らざるなり。

意

第二十三章 地方政治論

地方政治の起る所以○地方自治の起原○地方政治に關する論目○第一地方政治は何ぞや○第二地方政治を行ふに必要なる條件○第三政務の分配如何○集權分權の得失を論ず○地方自治の利害を論ず○中央、地方政務分掌の程度○地方の管掌に屬すへき事務○中央の管掌に屬すへき事務○警察制度に關する疑問○第四中央吏員政務分擔如何○第五中央政府と地方政府の關係如何、

前章に述べたる如く社會の進歩に伴ふて國家の政務繁雜に赴くに隨ひ中央政府の其部内に種々の省局を設け以て百端の政務を分掌せざる可らず、而して如此き分業の法行はれてより中央の政務の大に整頓をるを得たり、然れども尙ほ繁雜なる事務の途に横はりて中央政府自ら之れに當らんとすれば非常の煩勞を取らざる可らざる者あり、即ち地方に關する細大の政務之れなりとす、以之中央政府の某々の政務を分割して之れを地方に委するの已むを得ざるに至れり、是れ即ち地方政治の起る所

第二十三章 地方政治論

地方自治の起原

印度社會の地方自治

地方自治の起原

治の起る所以也、世の論者或は立憲政体起るにあらずんば地方自治の制度亦た起る能はざるが如く思ふものありと雖も之れを事實に鑑み、決して然らざるを見る、史を案するに往古の印度北部の如き純然たる地方自治の制度を用ひたるを明かなり、蓋し威リヤン人種は太古より家族政治なる者を行ひ一家の父老たる者の其家に對する主權を掌握し萬般の治務を掌りたり、然るに漸くよして此の父老の數家族に對しても主權を有するとなり、終に一村一部落の上にも之れを有することゝなれり、而して印度北部の如き即ち此の遺法を傳へたる者にして昔も回々數徒か同國を領したる時に當りても依然舊面目を存し、其後外人の爲めに征服さるゝこと數々なりしも言つて變更したることあらず、終に近世英國の有に歸したるも尙ほ甚き變更を受けず、現は其の長老の權力は英國の村會議長の權力に比すれば超え

地方政治を行ふの困難

地方に對する統一の政略あり

る者あり、又協同一致の力も英米の自治人民に比すれば更らに一層大なるものありといふ、中央政府が政務を割て之れを地方に委するは太古より行はれたる事なりと雖も之れを爲すに當り困難なる一事あり、即ち中央政府が統一の政を施すに甚だ難きと之れなり、例へば邦國が甚だ隔絶せる地方に領土を有するか如き場合に於ては中央政府之れを直管すること固より難しと雖も若し之に許すに萬般の政權を以てする時に終に領土たるの性質を失ひしむるに至るべし、以之斯る場合に處する適當の法を得んといふ古來何れの國に於ても政治家の頭腦を煩はしたる問題なり、今東洋諸國の政治家が採用せる政略を案するは斯る領土を以て半獨立國たらしむるにありたるか如し、今此制度の一斑を擧げんに中央政府の國王の代理人を差遣して之れに萬般の政務を掌らしめ、又其の

半獨立國か中央政府に對する義務として事あるの日も當り兵士を出し、又た幾分の貢租を負擔する事となり、加ふるに藩主の中央政府の意見に従つて黜陟進退せらるゝ者と定め以て中央政府と遠隔地方との脈絡を通したるか如し、此の制度を用へたるの邦國の往古の埃及、佐イラス王統御以後の彼ルシヤ、近時の土耳其、支那及び維新以前の我國の如き皆な是れなり、翻つて歐洲の史乘に徴するに、又た之れと同様の制度なきにあらず、夫の羅馬の共和國たりしときの如き、此法を斟酌して其領土に採用せり、然れども終に地方の權力過大を致し、尾大振はさるの弊を生じて、遂に同國滅亡の原因を爲すに附れりと云ふ。

第二聯邦制度を設くるに在り

半獨立國を設くるの制、中央政府か地方を統率するか爲め専ら用ひたる所なりと雖も、同一の目的を達せんが爲め、他の政略を用ひたるもの亦これあり、即ち所謂ゆる聯邦制度フイデレーションこれなりとす、此の制度の各地

此制度の便

方を以て各々小邦國の形を爲さしめ、中に就て強大なる者之れが覇主となり、之れを以て地方の中央政府を形らしめ、一國の中央政府之れを監督するに在りて、此制度を採用するとき、一面に、地方の獨立を全ふ、又た一面に、中央政府に統率の便あり、而して此の方策を採用せるの古昔の亞全斯が愛オニア同盟の覇主たりしか如是れなりとす、以て此の方制の甚た古く其實行の甚た早きを知るに足るへし、近世に至りては、米國も又同一の方法を採用するに至れり、是れ讀者の熟知する所なるべきを以て爰に贅せざるへし、

古代亞全斯及米國の例
地方政治に關する論目

- (第一) 何をか地方政治と謂ふ、
- (第二) 地方政治を行ふに必要な條件の何ぞや、

(第三) 中央と地方との如何なる割合を以て政務を分掌すべきや
(第四) 中央の吏員と地方の吏員との間に如何に政務を分擔すべ

きや

(第五) 中央地方の分掌する政務の何如なる關係を有せしめ又其
の分掌者の間に如何なる關係を有せしむべきや、

第一地方
政治との
何ぞ

地方自治
の本義

(第一) 地方政治とい何ぞや、字義簡明にして幾んど解釋を待たざるか
如くなりとも雖も政治學進歩の今日に於ては其の用法輒々昔日と同か
らず、即ち近世の用法に據れば中央政府の行政立法司法の三權と地方
の自治とを兩立せしめ一致和同して互に相侵すなきの方法に由りて
組織したる者を地方政治若くは地方自治とい云ふなり、此の簡單なる
解釋は地方政治の本体を明らかにする極めて緊要也、若し誤まりて地
方中央政府の干渉に全く離れて政治を行ふ得べき者と爲すに於て

具ナイ
ト氏の
説

無給官吏
を以て郡
町村を理
するを自
治と爲す
の説

自治の官
治の反對
に非ず

い終に地方をして全然獨立の位地に立たしめ國の一部分たる實質を
失はしむるに至るべし、獨逸の學士具ナイスト氏の英國自治と題する
有名なる書を著し、地方政治を解して曰く、自治とい郡町村其他の組
合に於て無給名譽官吏が國法に従ひ其組合内の地租を以て其の組合
の事を處理するを云ふと、又曰く自治の官治の反對にあらず却て其の
一種也、夫の各地方の互に法度を異し、獨立する者の如き、自治にあ
らず、總て一政府の統轄に歸するに在り、されば眞正の自治起らざる也、
即ち夫の地方組合に於て相共同して其地方の資金を以て地方の事務
をする處理する所の地方自治是れ也、而して自治の組合とい皆古米沿
襲の地方組合よりして例すれば郡組合都市組合又邑村組合等の如く其
大小相同しからず、而して自治の事を幹旋する無給名譽官吏の權利義
務、榮譽及責任を有すると、毫も政府の官吏に異らずと、右の具氏が専ら

麻蘇羅氏の説

英國の地方政治に就て下したる解釋也英國の自治制度素と他邦の模
型とするに足ると雖も此解釋輒々英の制度に拘泥するの嫌なきに
す以之近來麻イアル蘇タイン羅バント等の碩學相起りて之を補ひ夫
の特異なる英國の組織を以て必らずしも自治の眞況となす可らず此
の如くならざるも尙ほ自治なるもの之あるべしと論し殊に無給官吏
の事を處するを以て自治の證となすの説を破りたり麻羅兩氏の言に
曰く無給名官吏の實に政府の官吏と同性同格の者よして凡そ國家の
官職を得んと欲する者の固と俸給の爲めにあらずして畢竟官吏たる
もの社會に對する地位の爲なり苟くも俸給の有無多少を以て其意
となす者にあらず殊又獨逸に於て然りとす且政府の官吏にも又無
給のものあり獨逸の諸官吏の其の試官期限中毫も俸給を受けず又領
事の如き往々無給とす公使も亦概ね俸給寡くして其の位の高き

具氏の説を駁す

無給官吏と政府の官吏との同性同格なり

自治の詳解

に似す又他の一方より之を視る自治の官皆必らず無給にあらず其の
公務の爲めに要する實費を給するあり若くは其の資格相當の俸を給
するものあり畢竟俸給の有無を以て自治と否とを區別す可らず云々
今以上諸家の説を參酌して考ふるに自治といふ政府が自由に處分し得
る官署を以て直ちに政權を執行せしめす某々の制限を定めて地方に
之れを執行せしめ其制限内に地方自ら政權を執行するを許し政府の
唯た之れを監視するに過ぎざるの制度を之れ云ふなり即ち本節の冒
頭に掲けたる解釋と異説同意なりと云ふべし讀者の近世の所謂ゆる
地方政治若くは地方自治なる者の舊時の如く漠乎たる者にあらざる
ことを諒す可きなり

第二地方政を行ふに必要なる條件

(第二) 地方政治を行ふに必要なる條件の何ぞや既に第一項に述べた
る如近世地方政治なる語の用法の舊治と異にして地方自ら政治を行

其重なる事情三あり
其一人民の習慣及び氣風に關す

自治區域内の民の習慣嗜好を有し且其性質を同一にする

有せざるべからざる所以

其二人民の智識及び徳義に關す人民の智識を開発の必要なる理由

ふ場合に其の區域の如何を論せず一概に稱して地方政治と云ふ事となりたれば、随つて地方政治の行はるゝに必要なる事情なくんばならず、今其の重なる者を擧ぐれば凡そ三あり

(甲)人民の習慣及び氣風、地方政治の行否を決する、第一の標的なり、夫れ中央政府の政權の幾分を割て之れを地方に委するの偏へに中央政府の煩勞を省かんとするか故にあらず、又地方を以て自ら治務を掌らしむるの甚た利なるによるなり、蓋し中央政府の政治の極めて廣漠たる區域に涉るか故に地方人民の自然之れを等閑視するの弊なき能はず、之に反し、狹隘なる區域に人民自ら治務を掌るの場合に於て、其の利害を感ずるの厚薄固と同日の談にあらず、以之地方政治を行ふに、其區域に属するの人民の共に同一の習慣、大同の嗜好、其他百般家上の瑣點に至るまで稍々近似する所の者なくんば、あらず、又、一、致

協同の性質を具有せざる可らず、蓋し制度の人民の習慣、風俗に本つて立つを最良とし、同性質、同氣風を有する所に於て、其人民の制度を設くるや必らず相互に適當し、其利害を視ることも亦た甚た親切なる者なるべきを以てなり、之れに反し、地方の人民の皆な烏合の衆にして、毫も定まりたる習慣を有せず、各々異種の嗜好、性質を有するの所に於て、其設令中央政府其政權を割ひて之れを地方に分掌せしむるも毫も地方政治固有の效益を得る能はざるべし、是れ地方政治の行はるゝに習慣、氣風の大同を要する所以なり、
(乙)人民の智識及び徳義、地方政治をして中央政治と相和して活潑の運行を爲さしめん、其人民の智識の開発を要すること論を待たず、蓋し道理の固と一ありて二あるべき者にあらず、去れば智識の進むに随つて、地方人民も自然同一の思想を抱くに至るべく、何事を行ふに

英國の一制

も甲の唱ふる所の乙容易に理解して之れを諒認すべく、地方の利害の如きも其利ある者の一同に利ありとして之れを行ふべく、其害ある者の一齊に害ありとして之れを避るを勉むべし、如斯く思想の和同を得て圓滑なる地方政治起らざらんとするも得んや、英國の如きの宗教革命以後聖經の一般人民に普行したるにより地方政治の面目を一變したりと云ふ、蓋し聖經の普行の大に地方人民の感情を同一にしたにこれ由らすん、又近時電信、鐵道の便利大に開られたるより同一の效益を生じたることも蓋し莫大の事なるべし、孰れにしても智識の開發の地方政治に向つて重要な效益を與へざるのなし、而して道德の發達も又智識の開發と相讓らざるの必要なり、夫れ地方政治の如き、其人民に忍耐自製の品質を要するのみならず、夫の愛郷の心、利他の情に富むにあらすんば、決して行われ得可き者にあらす、而して

道德の發達を必要とする理由

或人の説を駁す

此等の品質の共に道德心の開發を伴ふて起るべき者なり、道德心の開發の必要なることも又論を待たざるなり、然るに人或は曰く、一般人民の智識、道德、齊しく開進する時の各地方共に同一の有様となり、幾んど地方政治を行ふの必要なに至るべしと、妄言も又甚しと云ふべし、既に第一項に述る如く地方政治を行ふの第一必要件は各地方に固有なる風俗、習慣若くは多年養成したる一種他の地方と異なる所の氣風等に在りて、此等の異同に本つき地方政治を施して後初めて其の固有の效益を見るべき者なり、然るに今日の事態を見るに各地方の各々異種の氣風、習慣を有するも智識の相違寧ろ甚しき者あるが爲め、肝腎なる此等異種の習慣、氣風の掩れて露れず、随つて地方政治の如きも習慣氣風を標準として行われず、寧ろ智識の異同によりて制を異にするの實際なり、故に地方政治の眞益も又露れざるのみならず却て往々弊

今日の實況、寧ろ智識の異同を異にする各地其制を異にする

害を見るなり若し夫れ各地方の智識道德共に開進するに於ては最早
智識異同によりて制を異にするの必要なく爰に初めて習慣氣風の
相違に本ついでて制を立るを得地方政治真正の效益も初めて見るこ
を得べし何んぞ智識道德の開進に却て地方政治を不必要とするに至
ると云を得んや

其三土地の廣狹に關す
自治區の狹隘に過ぐるの有害なり

(丙)土地の廣狹も地方政治を有益ならしむと否とに大關係あり而して地方政治を行ふに適當なる土地の區域は如何なるべきや是れ實際の場合に臨むにあらざれば豫定し難しと雖も概して狹隘に過るは甚た有害なりとす例へば夫の白耳義の如き和蘭の如き巴ワイ島の如き小國に於ては地方政治行れ難きにあらずと雖も其の土壤の甚た狹隘なる爲め中央政府自ら諸般の事を行ふも決して差支無きのみならず却て統括に便なる者あり蓋し若し之れを幾多小區域に分割して自治

其廣濶に過ぐるの弊

英國の實例

を許すが如きに於ては徒らに制度の煩冗を致し施治の混雜を來すと甚しきに至るべし土壤の狹隘に過るは素より害あり然りと雖も其の甚た廣濶に過ぐるも又た弊あり現に英國にて北亞米利加之所領地を以て一政治區とするの甚た廣きに過るを見て近年之れを分割し聯邦の制度を採用するに至りたるか如き又同國の所領たる印度に於ても同一の原因より數多の小地方に區劃するに至りたるが如き共に地方政治區の廣濶に過ぐるの弊を證するの實例なり然れども夫の鐵道電信の利便大に開らけ交通甚た自由なる所に於ては區域の廣濶に過るも敢て害ありとせず去れば地方政治に利便なる區域の廣狹は到底劃線を以て界する能はざることを知るべし唯だ狹きに失せず廣きも過ぎざるの中を裁せし適當なる地方政治區を得るに庶幾らん歟
(第三)中央と地方との如何なる割合を以て政務を分掌すべきや之れを

地方政治に利便なる區域の廣狹を劃する能はざるを以て
第三政務の分配如何

嚴正なる
集權、分
權の解

集權、分
權の得失
を論ず

穩當なる
中央集權
の意義

集權、分
權兩立す
るを得べ
し

集權を極
端に行ふ
の弊

佛國の實
例

論するに先、た、ち、集、權、分、權、の、得、失、と、地、方、政、治、の、利、害、を、討、究、す、る、を、要、す、
請、ふ、先、つ、集、權、分、權、の、事、よ、り、論、せ、ん、蓋、し、集、權、と、い、ふ、凡、百、の、政、務、を、中、央、政、
府、に、収、攬、す、る、を、云、ひ、分、權、と、い、ふ、其、の、政、務、の、幾、部、分、を、地、方、に、分、與、す、る、を、
云、ふ、に、外、な、ら、ず、斯、る、嚴、正、の、意、義、よ、り、推、す、と、き、い、分、權、集、權、の、決、り、て、兩、
立、す、可、ら、さ、る、か、如、く、な、り、と、雖、も、集、權、と、云、ひ、分、權、と、云、ふ、必、竟、比、較、上、の、
語、に、過、ぎ、ず、故、に、萬、般、の、政、務、を、舉、げ、て、中、央、政、府、に、収、攬、せ、さ、る、も、中、央、政、
府、の、權、力、地、方、政、廳、の、權、力、に、比、し、て、甚、た、大、な、る、と、き、い、呼、む、て、集、權、と、云、
ふ、を、得、べ、し、即、ち、夫、の、憲、法、上、の、組、織、に、於、て、中、央、政、府、と、地、方、政、府、と、各、々、
權、力、を、分、掌、し、中、央、政、府、の、上、に、立、つ、て、地、方、政、府、を、統、宰、す、る、諸、權、を、一、手、
に、掌、攬、す、る、が、如、き、の、場、合、に、於、て、い、是、れ、又、中、央、集、權、な、り、若、し、夫、れ、此、の、
意、義、に、よ、り、て、解、釋、す、れ、ば、集、權、必、す、し、も、善、な、ら、ず、又、必、ら、ず、し、も、非、な、ら、
ず、即、ち、地、方、の、獨、立、盛、ん、な、る、も、尙、ほ、中、央、集、權、か、る、へ、い、地、方、の、獨、立、な、き、

も、同、ト、く、中、央、集、權、か、る、べ、し、再、言、す、れ、ば、集、權、分、權、兩、立、す、る、を、得、べ、き、な、
り、然、る、も、急、激、論、者、は、中、央、集、權、の、語、を、強、て、極、端、に、解、釋、し、之、れ、を、以、て、一、
種、有、害、な、る、政、治、組、織、と、し、中、央、集、權、と、云、へ、い、地、方、政、廳、を、以、て、毫、も、自、由、
の、運、動、を、爲、さ、し、め、さ、る、者、の、如、く、思、惟、す、る、に、至、れ、り、即、ち、夫、の、佛、國、の、如、
き、い、此、の、解、釋、に、本、つ、い、て、政、治、を、施、し、た、る、者、な、り、同、國、第、二、の、帝、國、時、代、
に、於、て、諸、府、の、知、事、其、他、諸、地、方、の、吏、員、の、皆、を、中、央、政、府、の、命、す、る、所、に、係、
り、最、小、の、町、村、に、於、て、行、政、上、の、措、置、を、爲、さ、ん、と、す、れ、ば、中、央、政、府、よ、り、嚴、
に、之、れ、を、監、督、し、て、瑣、々、た、る、細、事、に、至、る、ま、で、自、由、に、之、れ、を、處、分、す、る、を、
許、さ、ず、全、國、に、通、じ、て、一、定、の、教、育、法、衛、生、法、を、設、け、細、大、皆、を、こ、れ、に、依、ら、
し、め、書、籍、縱、覽、の、處、置、公、園、管、理、の、末、事、に、至、る、ま、で、皆、を、一、定、の、規、則、を、定、
め、土、地、の、人、情、風、俗、氣、候、等、の、差、違、に、よ、り、毫、も、斟、酌、す、る、所、な、く、恰、か、も、兵、
士、の、運、律、に、羈、束、せ、ら、る、が、如、く、な、り、し、是、れ、佛、國、に、於、て、行、い、れ、た、る、中、

此制を適
用して利
ある場合

四百五十六
央集權の一斑にして、夫の那翁三世の如き、羅馬の於てガスタス、大ナク
レシヤンの如き、印度政府の如き、皆を此の方法を用へて、地方人民に臨
めり、要するに、此制度の中央政府の人民の動止を窺ひ、其不滿の色ある
を見るに、直ちに警備し、又既に叛亂を生じたる時、力を集めて之
れを壓服する等に、或る者なり、故に一時征服國に用ひて、適當の政略
となす、雖も爾餘の場合に用ゆるに於て、遂に政府を顛覆し、國體
を變換するの、原因を爲さざる、蓋し稀れなり、

以上の如き、極端の解釋、近世憲法上に所謂集權、分權と云ふ者に適合
せざるなり、近世の所謂、分權、集權と云ふもの、共に制限あり、即ち
中央集權と云ふも、政府の佛國の如く、教育衛生、則にまで、干渉を
容るゝを爲さず、分權と云ふも、中央政府が把持する諸權の各々を分掌
するに、あらず、蓋し、分權といへば、一地方、一封域の事に限ること、い

集權分權
共に制限
なき所以

分權の本
義

集權制度
の利弊

其弊一
其弊二
其弊三
其他の弊

て、一國人民の總体に涉る事まで達せざるものなればなり、今此の解に
従つて集權、分權の程度を適宜に定むるとき、兩權共に弊害を生ずる
ことなく、琴瑟相和するの節を得べし、然るに若し、極端の解に従ふとき
は、集權の利、政府諸機關の權力を重大ならしめ、又行政を一途に歸し、
且つ明瞭ならしむる等に止まり、其弊は蓋し、少にあらざるべし、今其
一二を擧ぐれば、地方人情風俗習慣如何を察せず、概して一型に歸せん
と欲し、竟に枘鑿相容れざるに至ること、其一なり、行政上の一誤一失は
忽ち全國一般の弊となること、其二なり、成法成規に拘泥し、刀筆の末事
に齷齪するに至ること、其三なり、其他事々物を總て之れを中央政府に
収め、細大緩急を問はず、一切其の裁定を待つべきものとせば、幾んど之
を裁するに違あらず、竟に事務を曠廢墜過するに至るべく、又中等以
下の官署の幾んど其責に任するの念を絶ち、緊急重大の事を熟視する

第二十三章 地方政治を論ず

普國の實例

も尙ほ之れか計を爲さず、黙々自得し一旦事非常に出て變不測に起るに及べば狼狽措く所を知らず、卒に一亂地に塗るの憂あるべし、試に千八百六十年及び七年の役、普國の卒然土崩瓦解したるを見よ、是れ豈に他あらんや、中央集權其度に過ぎ各地方の全然獨立を失したるに由るのみ、思はざる可けんや、

地方政治の利害を細論す

地方政治の分權を待つて起る者なり、分權の利害既も明らかなる上の地方政治の利害も又自ら明らかなるべし、然れども今又た更らに之れを論すべし、先其利益を擧ぐれば凡そ左の如し、

第一地方に立法の事を委するの利

(第一)地方に委するに立法の事を以てするの場合に於ては、立法官の皆な地方より撰擧するを以て能く地方の人情風俗に通曉するのを得、適當の法律規則を制定するを得べし、且常々施治を監視して法律規則の不適當なるを見るときは之れを容易に改正追加するの便あり、其

第二課税の事を委するの利

の立法事務に敏達なること中央政府の官吏が遠く及びざる所のものあるべし、(第二)又た課税の事のごとき中央政府自ら之れを掌る場合に於ては、地方人民の何か故に課税を蒙むるやを知らず、故に納税を怠るの弊なき能はずと雖も、地方自ら之れを爲すの場合に於ては、即ち居住地の經費を支辨するが爲めに租税を要することを知らず、故に原因判然として眼前に在り、故に又た納税を怠ることなく、又た不快の念を抱くことあらざるなり、(第三)宗教道德等の問題に關し、中央政府の命令を下すの場合に於ては、人民輒々もすれば之れが原因を知るに苦しみ之れに服従するを難んずることあり、然るに地方政府其地方の利害に照し、自ら此般の命令を施すときは、人民の設令一國な利害を見るの明なきも、其郷國の利害を見ること決して難からざれば、直ちに命令の起る所以を知り容易に之れに服従すべし、以上の専ら立法の事に就て地方

第三宗教道德上の命令を施さしむるの利

第二十三章 地方政治を論ず

政治の利を説きたる者なり、然れども其の利益の只之に此等のみに止
 まらざる也、請ふ今政府を裨補するの點より其利を説かん(第四)蓋し一
 地方の人民中に必ず優資饒産に居りて而かも學識博く能く實際の
 利害に通ずる者少からず此等をして地方政務に參與せしめば夫の官
 治に附隨する形式に拘泥するの通弊の如き能く濟ふを得べし又主
 治者と被治者の間に動もすれば生ずる所の軋轢の如きも能く調和す
 ることを得む不オン、蘇タイン氏其著地方自治論に論じて曰く地方自
 治の制の學識經驗に富むて土地に名望ある者を舉ぐるか故に政府を
 鞏固にする一大方便なりとす、蓋し此等の人をして政務に參り國事に
 與らしめ以て政府と密着の關係を有せしむるに於ては國民の氣象を
 振作し苟且安の風を釐正し公益に盡すの心を鼓舞し私利を營むの
 念を壓伏し妄想を啓破し迷夢を警醒すべし云々又曰く老成人の國務

に參與するの恰かも少壯の學堂より上りて教育を受け其心思を啓發す
 るに同じく人一旦國務に參すれば常に一身の心意耳目を公益の事に
 傾けざるを得ざるに至る且百事皆な監視の下に立つて公然處置する
 か故に一念僅かに私に傾き一事己れに偏するも傍人忽ち之れを指彈
 し一時半日を苟且に附するも亦九傍人之れを目撃せざるのなり故に
 勢ひ常に其務に汲々たらずんばならずと

第一弊

地方の政
治時に一
國の立法
に背馳す

地方政治の利益一々枚擧するに違わらずと雖も其弊害又之れなき
 にあらず今請ふ其一二を擧げん(第一)凡そ地方の政治の地方の利害に
 基て行はる者なれば一國の立法と動もすれば撞着することあり其
 理他にあらず地方政治の區域の甚た狭く其利害の決して一國の利害
 と相同トきを得ざるか故なり而して此の撞着を避くるに眼全國の
 大利害を洞見し併せて後世を達觀するの公平なる政治家を待て初め

第二弊

地方割據の趣を現す

て爲すを得べしと雖も斯る政治家の地方に塞々として多くの一地方區々の小利害を拘泥する者なり而して此般の立法者の土地に信切なる法律を制定するに汲々たるの極終一般の大利害に背馳するの弊に陥るも又た已むを得ざるの勢なりと云ふべし(第二)地方の獨立盛んなる時の設令は封建時代の各藩が互に割據し各々相敵視するか如く甚しきに至らざるも幾分か其趣を現出し或は交通を妨げ貿易を害する等の事なり而して一國の安寧幸福を謀る爲め中央政府が神速に地方の報告を得敏活に施治の方嚮を變ずるに不都合なるは是れ封建の時と幾んど其の趣を同ふす只其の度に多少の相違あるのみ(第三)又た地方政治盛んなる時の地方毎に制度習慣を異にするを以て一旦全國を擧げ協同一致の計を爲さざる可らざる時期に際するや無用の經費と無用の勞力を要し却て治務擧げざるの弊あり則ち英國に於て

第三弊

全國協同の計を爲すに不便を來す

英國救貧事務の一

救貧の事を中央政府の管掌に移したるか如き其的例なりとす蓋し一千八百三十四年以前の英國制度を案するに救貧の事務は地方政府に一任し中央政府毫も干渉することなかりしが地方政治區の甚だ狹隘なるが爲め各區の人民の偏へに自區の小利害に拘泥し管轄の相違を以て互に他區の貧民を救助することを欲せず其紛紜實に言はん方なく事務自ら弛廢するに至りたり然るも一朝救貧事務に収めて之れを中央衙門に任じて以來利便を感ずること鮮少ならずと云ふ亦た以て地方政治の一概に利あらざる所以を覺るに足らん歟

上來述る所の地方政治利弊の大要なり今政務分掌の程度を定めんに須らく前述の利害に鑒みて爲さざる可らず則ち事體甚だ大にして其の關係全國一般に及ぶか如きもの若くは制度の統一を要するか如きもの之れを中央政府に委せざる可らず之れを反し事の關係一地方

中央地方の政務分掌の程度

之か程度
を定むる
に前記の
利弊に
鑑みざる
可らず

分掌の大
區別

具氏の説
を駁す

四百六十四
方内に止まるもの、若くは地方の特情に應じて定むるよあらずんか適
宜を得可らざるの制度及び數々變更を要する事務の如きハ之れを地
方政府に委せざる可らず、是れ中央政府の事務と地方政府の事務の大
區別なり、然るに或ハ強て學問上の標準を設けんと欲し、中央政府の事
務ハ統率的にして、地方政府の事務ハ經濟的なりと云ふものあり、獨國
の具ナイスト氏の如きハ殊に此説を持す、然れども一般の事に照らす
に、必らずしも當らざるなり、例へば經濟上の事務を主治するハ必らず
しも地方政府のみよあらず、夫の鐵道の如きハ大概何れの國に於ても
中央政府之れを管治するを常となすにあらずや、又ハ統率的の事務ハ
概むね中央政府の管掌に屬すと雖も、地方政府又毫も與らすと云ふ可
らず、則ち夫の地方政務を執行するか爲め強制權を有するか如き、地方
百段の政務と地方政府に収めて統括するが如きハ皆ハ統率的の事務

にあらずや、然らば則ち何んぞ統率的の事務を中央政府に限ることを
得んや、

地方の管
掌に屬す
べき事務

今以上定めたる所の大區別に本つき、地方政府の管掌に屬すべきもの
を考ふるに、

(第一) 衛生上の事務 (悪疫の豫防法より健康保全に關する百般
の事務を云ふ)

(第二) 市邑の修飾 (家屋建築の制を設くること、街路を改良する
事務を云ふ)

(第三) 教育事務 (教育の最低點を定め、此の點を達せざるもの
ハ中央政府に於て之れを強迫すべしと雖も、之れより以上
の教育ハ地方の爲す所に一任すべし)

(第四) 生計、營業に關する事務 (飲用水を供給するか如き、河溝を

通するが如き、道路橋梁を修築するか如き、米、穀、牛、馬等の市場を設くるか如き、又た總べて此等の事を監督する事務の如きを云ふ)

又、更らに中央政府の管掌に属すべき事務を案するに、

中央の管掌に属すべき事務

(第一) 交通事務 (道路の内、一般の基礎たるべき道路及び鐵道電線等を建設保管するを云ふ)

(第二) 租稅事務 (中央政府の政費を支辨すべき爲めに要する租稅を定め、之れを徵收するを云ふ)

(第三) 貨幣鑄造(貨幣鑄造に關する事務の一二の取除なく舉げて中央政府之れを擔當すべし)

(第四) 司法事務(これも極めて關係輕きものを除くの外は、中央政府の専掌に歸せざるを得ず)

事務分掌の説明

以上掲げたる諸項の孰れも詳細なるものにあらずと雖も、又た以て中央政府に属すべき事務と、地方政府に属すべき事務との大區別を知るに足るべし、夫れ衛生事務の如き、市邑修飾の事の如き、教育の如き、國道以下の道路修築の如き、孰れも中央政府の直管に属するにあらずんば、處し難き程のものにあらず、此等の諸務は地方の人情風俗習慣、富度、氣候等に問ふて施さざれば、枘鑿相容れざるの弊なき能はざるものなれば、寧ろ之れを地方政府に一任するを便なりとす、但し中央政府の大体の制を定め、各地方をしてこれに準據せしむること、いさ、問なかるべし、例へば教育の事の如き、中央政府豫め某年齢の子弟に必ず學に就べきものと定め、爾餘の事即ち學校を設立すること、教科を定むること、教授の方法を定むること、教師を雇ひ入るゝ等の事の之れを地方に委するが如し、此等の事の國土の文野によりて斟酌せざる可からざる也

中央
國道の
官治に
歸すると
便とす

とにして豫りて一定の規律を定むること能はざるなり、今又か翻つて
中央政府の管治に属すべきものを見るに、夫の貨幕鑄造の事の如き司
法事務の如き、將た又國稅徵収の事の如き極めて統一を要するもの
の之れを中央の管治に属すべきこと萬國の經驗に照らして異論なき
所なり、又交通事務の内、夫の電信郵便の如き極めて確實を貴ぶもの
も中央の管治に歸すべきは是れ又當然と云ふへ、唯夫の國道の如
き、鐵道の如き之れを官治に歸するを不可なりとするものなきにあら
ざるも、吾人を以て之れを見れば寧ろ中央に委するを便なりと信す、蓋
し國道の國家に取りて最も重要なる交通機關にして地方制度の異同
により其制を異にすべき者にあらず、加之ならず常に之れを監督して
修理するにあらざれば終に荒廢するの恐なき能はざるなり、之れを聞
く米國に於て國道を各州の所爲に放任するか爲極めて備らずと、又

鐵道を地
方政府若
くは一社
に放任す
るの弊

以て中央の管治に歸するの便なるを證するに足るべし、而して鐵道の
國道に比すれば更らに一層重要なる交通機關なれば中央政府に於て
之れを統轄すること勿論なるべし、今試みに之れを地方政府に任す
るの弊を擧げんに、或は地方の便宜にのみ偏して之れを敷設し、徒らよ
錯雜參差の斷線を多からしめ全國一轍の大利益を得る能はざるべし、
又地方毎に區々の運賃額を定め若くは自州の貿易を利するに偏し、
他州の貿易を妨ぐる事あらん、然れども地方政府の管治に属するの弊
ありと雖も尙ほ甚た大ならず、若し夫れ之を私立の會社に放任するが
如きに於ては、其の弊一層大なる者なくんばあらず、羅トケン氏曰く
凡そ私立會社の其の資金に對して利益多き所を撰みて、之れを就くの
自然の勢にして、既に利益多き線路を建設するの後に更らよ之れか擴
張を謀らざるべし、是に於て利益輒々少き線路の政府自ら之れを經營

羅氏の説

するか、若くは會社に保護を與へて以て經營せしむるの外なりと雖も、
 斯くては利の會社に不利の政府之れを蒙むるに至らん、又會社の固よ
 り利の多からんことを期するか故に往々一般公共の利益と相協ひさる
 の施政を爲すを常とす、即ち只管ら節儉を専らとするか爲め或は軌條、
 軌架若くは機關車の修繕を懈ることあり、或は人を役すること過度な
 る爲め之れか疲勞を致し、蒸車の衝突を生じて一般人民をして損害を
 蒙むらしることあり、又運賃の額明瞭ならず、運輸を委託するの人も
 して甚だ困まりむることあり、特に陰に顧主に利して他を害すること
 あり、路程の遠近に應じて運賃を増減し、其遠きもの之れを低廉にし
 爲めに外國の産物に利して自國の産物に不利を與ふることあり、以上
 の如き弊害の固より小なりとせず、然れども更らふ之れより大なる蓋
 し鐵道の憑りて以て大權力を社會に占むるを得べきものにして、國家

者あり
 者あり

私設鐵道
 會社の勢
 力の強大

總体に於て之れを維持せず一私社に之れを放任するは甚だ危險なり
 とす、殊に其充分發達したる國に於ては殖利を主とする諸般の事業偏
 へに鐵道の爲めに制せらるゝの傾きありて、商勢の如きも亦必らず其
 の影響を受けざるはなく、偶々政府に於て關稅を減し以て内國の事業
 を振作せんと欲するも、鐵道會社に於て故らに其の運賃を變動せし則ち
 其の目的を達することを得ず、政略も亦爲めに左右せらるゝに至るべ
 し、且つ夫れ私設鐵道會社の勢力によりて政治家の徳義を壞亂するこ
 とも少なからず、新聞紙の如き或は鐵道會社の扶助を受け、然らざるも
 多く廣告の委頼を受くる等の事情より曾て會社に對して非評を下す
 ものなし、又鐵道會社の常々強大を保ち、政府監督の力も亦能く及ば
 る所以と職として立法部と會社と利害を同くするもの多きか故に由
 ることにして、英國下院の如きの鐵道に關係ある議員無慮二百名に下

佛國の例

英國の例

らす、又佛國の立法府に於ても鐵道會社の役員若くは株主等比々相列するが故に曾つて會社の利を減するの計をなさず、既に之れを以て公然たる秘密と云ふに至れり、現に一千八百八十二年英國の調査によるに同七十三年該國に於て鐵道に對する訴訟を理せんが爲め特に裁判所を設置せししに、出訴すもの極めて少く、實に意外に出でたるを以て其原因を探究せるも、鐵道會社に對して出訴すれば一般人衆の指目する所となり、畢竟其の人に害あるを以て、敢てなすものなきに坐すること判然たりと云ふ、曾て世故に通ずる英人云へるも、とあり曰く、政府鐵道を支配するか將た鐵道却つて政府支配するかと、洵と實に穿てるの言と謂ふべし、云々鐵道を私立の會社若くは地方政府に一任するの弊の概むね上來の如し、固より之れを中央政府の管治に歸するも、決して弊害なしと云ふにあらざるも、便宜上及び性質上中央の管治に歸するの優るの辨を待さるなり、然れども若し之れを地方政府若くは私社に委し、可なるの場合あらんか、然るも起業を可否する事、運賃の最高額を制定する事、不慮の災害を防ぐか爲必要の監督を施す事、郵便軍事の爲め特み若干の負擔に任せしむる事等、中央政府の權内に屬せしめざる可らざるなり、

政府鐵道を支配する乎
政府鐵道を支配する乎

要するも前段舉けたる事務の分擔の設令ひ一二の異論なきにあらざるも一般に許して至當なりとする所也、唯だ以上舉げざる事務にして地方の管治に屬すべきや將た中央に於て管治すべきや議論未だ一決せざるものあり、何ぞや警察の事務、則ち之れなり、蓋し警察制度に關して議論の容易に決せざる所以の之れを中央の管治に屬すると、地方の管治に屬すると孰れも一得一失あるが故なり、則ち一國の自由を保持するの點より考ふれば、中央政府に此權を集むると甚た危険なりと雖

警察制度に關する疑問

警察事務の之を中央に委するに各得失ありと雖も断するに寧ろ地方に委するの利なるを知る英國往時の制

も、警察の目的を達するの點より考ふれば之れを中央に一括して一致協同の運動を爲さしむること甚だ利便なり然れども今之れを断決するに當りては寧ろ警察事務は多少の不便あるも人民の自由を保持する方法に據らざる可らざるを知るなり英國の如き近年中央警察條例を發布し中央警察制度を採用するに至りたりと雖も其の以前に方りての擧げて之れを邑州に委任せり以て是を警部巡查の任免黜陟の全く地方政府の權内に歸し自然警察官吏を牽制して地方人民の利害に反するの運動をなしめず又地方官にして地方の利害に反するの爲すときは地方の輿論之れを非難し中央政府に對して不都合ある時は中央の輿論之れを抗撃し地方官の施措をして自然中庸を得せしむるの便あり近世の警察制度に比すれば大に優る所ありたりと想ふに警察の尙は兵士の如く一地方若くは一國の安寧を謀るが爲めに設け

警察を中央の一轄とするの弊

たるものなりと雖も一朝事あるに際しては喜びて人民と協同一致の働らきをなすものにあらず然るに獨り警察事務の便宜を謀り警察を中央に一轄し恰かも昔時の帝王が設けたる定置軍の如く一般人民と同一の法律の下に棲息せしめず又一般人民の黜陟する所たりしめず自ら一種族を形くらしめ人民と利害を異しむるに於ては人民の不幸之れより甚だしき無かるべし故に警察官吏の直接に或の間接に地方人民をして黜陟せしむるの實なくんばならず若し夫警察をして漠然中央政府に對して責任を負はしむるに止り人民に直接せる地方官に對しては更らに責任を有せざるに於ては人民警察の弊害を蒙るも之れを訴ふるに由無らんとす況んや中央政府が任する所の警察の多くは他地方人にして住所の人情風俗を毫も知らざる者なるをや要するに警察の事務を中央政府に一任するの甚だ害あり寧ろ此

宜しく地方人民に黜陟の實を有せしむべし

中央政府に於て警吏を任命するの弊

第四中央吏員及地方吏員政務の分擔如何

の事務を地方に委すべし若し之れを地方に委して不都合あるときは中央政府之れを監督すれば即ち可なり

(第四)中央の吏員と地方の吏員との間に如何に政務を分擔すべきや、是れ蓋し國の事情に由りて異同なき能はずと雖も中央政府の治務の政府所在の首府に住居する者より撰擧したる者をして掌らしめ、地方の治務の其地方より撰擧したる者をして掌らしむるを、通則と爲すか如し、然れども社會大ひに進歩し交通の利便大ひに開き、各地方間の地理上の離隔の舊の如くなるも交際上の離隔短縮するに及んで、強ち以上の通則に従ふを要せざるに至るべし、唯た今日の交通の有様にては各地方の政務の其地方居住の人に委し、中央の政務の其の所在地の人に委して可なるか如し、

第五中央政府と地方政府との關係如何

(第五)中央政府と地方政府との間に、適當の關係を作るの、方法の甚た困難の事にして各國の政治家が常に苦慮する所なり、蓋し其の關係薄弱に過れば地方の純然たる獨立國となりて全國の無政府の有様に陥るへく、其の關係密着に過れば地方政府の其名のみにして、其實は地方自治なかる可ればなり、英國に於て近年中央政府の一省として地方政務局なるものを設け、中央政府と地方政府の連絡を通せり、蓋し此局たる一般の地方の治務を監督するの權なりと雖も、各地方の議會に對しては重大なる權を有せり、即ち各地方に於て議員を撰擧するに當り紛紜を生せる場合の如き之れを裁決するに、此局の職掌なり又司法、財政等の事項に關しても地方政府を監督するの權を有するものなり、他の諸國に於ても之れに類する官衙を中央に置くもの少からず、又た府縣知事を撰擧するの權を中央政府に於て掌握するも各國共に同一なるか如し、要するに中央政府の専ら消極的の干涉を爲す、止まり、積極

英國地方政務局

議員撰擧の紛紜を裁決するの權

司法、行政に關する監督

府縣知事の撰任

の諸國に於ても之れに類する官衙を中央に置くもの少からず、又た府縣知事を撰擧するの權を中央政府に於て掌握するも各國共に同一なるか如し、要するに中央政府の専ら消極的の干涉を爲す、止まり、積極

中央政府
の地方政
府に對し
て止た消
極的の干
渉を爲す

此關係の
結局は邦
土の時勢
の如何に
よりに裁
せざる可
らず

的の干渉を爲さざるを以て通則とす、即ち夫の國稅以外の租稅を徵収する事の如き、之れを使用する方法を定むるか如き、道路橋梁衛生教育等の事を管治するの如き、積極的の事務の之を地方の所爲に一任し、中央政府之れに干渉せざるを常とす、蓋し如此き一方に於て地方政府の獨立を維持し、他の一方に於ては中央政府との關係を維持するに於て甚だ適當なる方法と云ふべきなり、結局中央地方の關係如何の問題は、邦土の如何、時勢の如何によりて、適宜に定めざる可らざるものにて、豫め、一定の規矩を立つること、難し、唯だ注意すべきは、自治の極端に流る可らざると、中央干渉の極端に趨る可らざると、お在り、此の中間に適當の割合を定め、以て一國の治務を分擔せし、庶幾く弊無らん歟、

第二十四章 屬國政治論

主

第一期

○本論の二大別○第一、殖民論○何をか殖民と云ふ○殖民の歴史を叙す
○第一期殖民の有様○本國政治家の殖民地に對する政略如何○第二期殖民の有様○英國殖民政略の一變せる理由○第三、斯殖民の有様○殖民協會の沿革○真正の殖民地義始め、世に顯はる○殖民の方法如何○其改良の四要點○再たひ殖民の氣運を挽回す○總括○方今尚ほ各國政府が殖民地に對するに干渉政略を以てする理由なく且利益なきを論ず
○本國の殖民地に對する正當の政略○第二、征服國論○征服國に二種の別あり○第一種の屬國に對する政略如何○第二種の屬國に對する政略如何○本國政府は如此屬國に對し常に善良なる君主を與ふるの責あり
○征服國に對する真正の政策如何は當世の一大問題たり○屬國支配人の困難○此困難を避くるの一策○屬國を治むる至當の方策

中央政府と地方政府の關係の前章に於て略々論述し終りたるを以て、更らに論述の歩武を進め、本國政府と屬國の關係を詳らかにせんとす、而して屬國政治の事に關しては、流イス、圭アルン、亞モス等の先輩既に之れを論述し盡せざるを以て、其の所説を斟酌纂輯して、左に其の概要

第二十四章 屬國政治論

を擧げん

本論の二大別

其一 殖民地に對する政略如何

其二 征服國に對する政略如何

第一 殖民論

屬國政治に關する問題を大別すれば二となすを得べし。則ち其一の殖民論にして、人類の未だ曾て住居せざる土地若くは蠻族の住居するの地にて、邦國の體裁を備ひざる所を移住せしめたる人民を如何に支配すべきやと云ふの問題は是なり。其二の征服國論にして、則ち人種宗教言語等に於て異なるも既に整然たる一社會を爲すの邦國を侵略したるの場合に於て、如何に之れを支配すべきやと云ふの問題は是なり。今茲に殖民の例を擧げば、英國人民が澳太利に向て殖民したるか如き、古昔の英國人が北米に移住して今日の合衆國を造出したるが如き是なり。征服の例は英領印度の如き、佛領亞ルジェリヤの如き、南亞米利加之の英領の如きは皆侵略によりて得たるの屬國なり。請ふ先づ殖民論より講究せん。

殖

近世所謂殖民と舊時殖民とを異にする所以

何をか殖民と云ふ之れを述ぶるに先ち近世所謂殖民と云ふもの、舊時の殖民と輒々其の趣を異にすることを辨せざる可らず。蓋し三四百年前より歐洲人の殖民を始め今日に至るまで曾て間斷なく之れに従事したるが故に其の二民すべきの土地の已に業に盡きたり、素より地球の其の表面甚だ廣きが故に尙ほ人類を養ふべき土地に乏しからずと雖も、試に世界の地圖を展て見るに熱帶の地方にして其氣候風俗の開明人を住まじむるゝ適せざるの場所を除くの外に到る處として社會あらざるのなす唯だ亞米利加之西北地方の或る歐羅巴よりの殖民を引受くるの餘地あるべしと雖も、これも亦久しからずして純然たる一社會若くは數多の社會をなすに至らん。故を以て是より後、殖民政略を行んとすれば土着の人民を征服するか否らすんば之れを放逐するかの二者、其一を擇ばずんば決して目的を達する能はざるべし。從

第一地理
上より輓
近殖民の
主義に變
更を來す
第二政治
上よりの
變更

來の如く無人の地に向つて新地より人民を移住することの望む可らざるなり是れ地理上より輓近殖民の主義に變更を來したるものなり然れども變更の唯にこれのみに止らず政治上より見るも又一の變更あり例へば英國の領地たる加奈陀の如きは本國と協議もなく自ら百般の行政を處辨するにあらずや設令は口には英國の臣民にして英國の忠義を盡すべしと揚言するも其實は合衆國と同盟して英國の支配を脱せんとするや明らかなり其他各所の殖民地孰れも獨立を企圖し設令は夫の合衆國の人民の如く非常の決心を以て本國の政府より分離せんとする程に至らざれども皆な本國政府の干渉を脱し自ら支配せんとするの勢ありて之れを抑えんとするも得可らず是れ政治上より本國と殖民地との間に生じる一變更なり

近世殖民の上に變更を來したること如斯し於是乎流イスの殖民を解

流イス氏
殖民の解

比蠻の羅
馬に於け
る印度に
於けるか
如き殖民
民と云ふ
可らず
其他の例

釋して曰く殖民といふ一國の附屬する所の人民の多數が其本國を離れて人類の未だ曾て住居せざる場所に至り或は土着の人民を放逐して之れに住居し新たなる一國を爲すものを云ふ而して此の新社會が其の郷國に屬すると屬せざるといふ殖民たるを否らざるとに關係なしと此の定義は今日學者間一般に信せらるゝ所なるが如し今此の定義に従ふとき夫の北蠻が羅馬帝國を壓服して之れに移住したるが如きの殖民と云ふ可らず何となれば此場合も於ては社會を擧げて外國に移住し多數の人民が本國より別れて殖民したるにあらざればなり且つ又た此の定義に従へば英領印度の如きも英國の殖民地と云ふ可らず其故他なり其の人民の獨り英國人のみにあらず土着の人民も諸國の人民と相混して一社會を爲すものにして英國人の如きは僅かに其の一部分を占むるに過ぎざればなり同一理により麻ルター、慈ブラルタ

其民獨立
するに本
國に属す
るに殖
民地たる
に關せず

ル等の地方の如き英國兵隊の營所ありて植民地の如き有様ありと雖も
是れ又英國の植民地と云ふを得ず、何となれば多數の英國人此地に住
居りて一社會を爲さざればなり、之れに反し甲國の人民の多數が乙地
に移住して、一新社會を成すとき、其の設令は獨立するも又た獨立せざる
も尙ほ植民地と云ふを得べし、今日に於ては英の屬國ならずんば英の
植民地と云ふを得ず、佛の屬地にあらずんば佛の植民地と云ふ能はざ
る様誤解するものあれども、古よりコロニー(植民地)と云ふ語は必らず
しも屬國なる意義を有せざるなり、看よ夫の往昔の希臘人若くは布イ
ユンヤ人の如きは處々に殖民を爲したりと雖も政治上に於ては本國
と關係なかりしにあらずや、然れば今日の新世界に於ける西班牙、佛蘭
西、英吉利の植民地、澳太利或は紐シイランドに於ける英の植民地の如
きは本國との關係如何なるにもせよ流イスの定義に従て適當に殖民

殖民の歴
史を叙す

殖
三朝に分
つ可し

と云ふを得べき者なり、
既に殖民の定義を明たしたれば此より其の略歴史を叙せん、蓋し今日
本國が植民地に對する政策を定めんとし、勢ひ植民政略の變遷を知ら
ざる可らざればなり、而して之れを述るに近世文明の一大起原とも
云ふべき時代則ち亞米利加發見の頃より筆を起さんとす、請ふ先つ便
宜の爲め亞米利加發見より今日に至るの間を分つて左の三期と爲す
べし、

第一期、新世界發見より米國革命戰爭の時に至る、

第二期、米國革命戰爭より千八百三十年に至る、

第三期、千八百三十年より今日に至る、

第一期殖
民の有權
其目的專
ら商業上
の利を得

今顧みて第一期 殖民の有様を見れば吾人をして轉た喫驚せしむる
ものあり、則ち此の時代に於て殖民の目的とせるは商業上の利益を得

に在り
其今日殖
民と異な
る所以

今日殖民
の趣旨
古昔希臘
の殖民
同く移民
に在り
民の移資

其太古羅
馬の殖民
と異なる
所以

羅馬殖民
の殖武政
略に在り

當時閣龍
か米國を
發見した
るの偶然
よ出つ

るに在り、再言すれば金銀を得んと欲するに在り、ことこれなり、此の性質たる今日の殖民と大に其趣を異にし、又た以前の希臘或は羅馬の殖民とも大に其の目的を異し、せり、試みに其の今日と異なる所を舉げば、今日殖民となその趣旨の敢て商賣上の目的なきにあらず、又た勇敢の人か内地に在りて無事に苦み外國に移住して一大利益を占めんと欲し、本國を去るものなきよあらず、も實際隊をなして移住する者を見ず、又た之れを許し、之れを奨励する政府の精神如何を察すれば、商法上の利得の第二の目的にして、第一の目的と云ふを得ざるなり、而して其の第一の目的の夫の古昔の布イニシヤ若くは希臘の殖民の如く、餘りあるの人口と餘りあるの資本とを移して別に一社會を創立せしめんとするに外ならず、而して羅馬の殖民主義と異なる所以、羅馬の殖民の所謂武略殖民にして、唯た外國に向つて自國の兵隊を駐在せし

むるに在り、金銀を得るか如き、決して其主たる目的に在らざりしが如し、果して然らば第一期の後世に比し専ら商賣上の利益を目的として殖民を爲したりと云ふ特別の性質を有したること明らかなるにあらずや、夫の閣龍が米國を發見したるの實に偶然なり、當時東印度の金銀に富むとの評判高かりければ、兵の萬里の波濤を越へ此島に赴き金銀を得んと思ひ立ち出立したるに、途次計らずも米國の一部に到着し、終に米洲發見の原因となりたるなり、讀者の知る如く當時の人間の金銀の外富なる者なしと思惟し、金銀を貴ぶの情、此時より甚しきものなかりし、去るか故に獨り米洲の大發明が此の情慾に本つきたるのみならず、其後歐洲の人民が群をなし、隊を結び續々移住したるも、又た此の情慾に本つきたるに外ならず、否、只た移住者の、斯る思想を抱きたるにあらず、二百餘年の間歐洲人民の悉く之れを信じ、帝王農工商

本國政治家か殖民地に對する政略如何第一直接に金銀を本國に輸せしむるに在り

第二間接収金の法

四百八十八
の別なく皆な之れを目的として貿易の主義を定めざるは、是を以て當時の歐洲人が其殖民地を重んじて之れを以て内地に餘りある資本を注ぎ餘りある勞力を施すべき場處となりたるにあらざるなり、當時殖民の目的と今日の主義との間、甚しき徑庭ありと云ふ、本國の政治家が以上の如き目的を達する爲め如何なる方法を以て殖民地に臨むたる乎、是れ殖民地の有様によりて同トからずと雖も、要するに二法の外も出さざりしが如し、則ち第一の直接の法にして、若し其殖民地金銀を産出する國柄ならば、本國の政治家の一面に於て殖民地の鑛業を奨勵し、一面より外國と貿易を爲すことを嚴禁し、斯くして産出たる金銀、則ち當時の所謂富をば、之れを本國に輸送するを以て策の得たるものとせり、(第二)の間接の法にして、若し金銀を産出する能はざるの殖民地なるるときは、其の存在する金銀を嚴に輸出するを禁じ、他の物

西班牙の實例

西班牙政府は十分の當時に當りては、民政略を施し得たる所以

産の可成外國に輸出して外國の金銀を濫出せしめ、此の金銀を本國に輸送せり、去れば、殖民地の鑛産國たるを否とを問はず、孰れも本國に金銀を吸収するを以て大目的となしたるなり、

今請ふ西班牙英吉利兩國の實例を引て以上の二政略を詳かにせん、當時西英共に廣大なる殖民地を有せりと雖も、兩國の中、西班牙の殖民の目的を達するに好位地を占めたり、何となれば新世界の一部にて西班牙の管轄に屬したる土地の孰れも古今未曾有の金銀産出國なりしを以てなり、加之ならず、本國の政治の専制政体にして如何なる政を施すも政治家の憲法の爲めに檢束せらるゝが如き不自由なかりしを以て、本國政府は十分に其の目的を達することを得たればなり、今當時西班牙政府が用ひたる手段の二三を擧げんに、殖民地の人民にして外國と貿易を爲すものあるときは重罪を以て之れを處せり、唯だ外國貿易を

其束縛政略の結果

禁したるのみならず、同じ殖民地間に於ても自由に貿易することを嚴制し、又た營業の如きも大に束縛を加へたり。例へば本國に於ける製造業との競争することを許さず、が如き葡萄若くは橄欖の耕作を殖民地人民に禁したるの如き則ち其の一斑に於て、獨り殖民地人民に許さず、且つ獎勵したるものは鑛業のみであり、然れども斯く嚴重なる制禁あるに拘らず、實際に於て殖民地の産業の盡く本國政治家の主義に束縛せられたるにあらず、夫の密賣なるもの随つて起り或る禁制品の賣買の幾んど公然のものとなり、荷蘭、佛蘭西其他の國民の皆な窺かに殖民地の金銀を奪取し去れり。於是西班牙政府の外に對しては兵備を盛んにして海防を嚴より、内より對しては檢査を森嚴にし、偏へに之れを防かんことを力めたり。然れども遂に其の目的を達する能はず、却て束縛の主義を愈々産業の發達を妨げ、外國貿易に退歩の勢を顯はせり。

英國政府が充分に取金政略を實行する能はざりし所以、英國政治家が施せる三箇の間の接手段

更らに眼を轉じて當時の英國を見るに、其政治家の金銀吸収の熱心せるは、西班牙の政治家と甲乙なかりしと雖も、西班牙の如き好位地を有せざりしが爲め、充分主義の實行を見る能はざりし、何故英國の好位地を有せざりしや、他なり英の殖民地の金銀の產出國ならざりしを以てなり、故に本國政治家が其目的を達せんとするや、間接の手段に依頼せざるを得ず、今其の採用せる方法を案するに左の三つに出でざりしが如し、

第一、

(第一) 殖民地、本國の製造に入用なる素品を産するの國柄なるとき

は、専ら素品の產出に従事し、本國人民の之れを精製に従事すべし、殖民地人民たるものは、精製を許さず、蓋し如此にして低價なる素品を得、從て低價なる製造品を生じ、以て外國の産業を壓倒し、輸出を盛んにして、金銀の輸入を圖れり。

第二、

(第二) 凡そ本國に於て産出するを得べき製造品の殖民地之れを他國より仰く可らず是れも他國よりの輸入を防ぐ爲めなりと知るべし、

第三、

(第三)

本國に於て製造する物品の殖民地に於て製造することを禁じたり知ヤタム云へることあり殖民地の人民の馬の靴に用ゆる瑣々たる釘一本も自ら之れを製造すること能はず本國に仰くの義務ありと是れも同じく自國の輸出を大おする目的に出てたりと知るべし、

殖民地か本國より受る所の檢束如此それ嚴なり然れども此等の義務を負擔せしむる報酬として本國の自ら殖民地に對して一箇の責任を荷へり何ぞや曰く殖民地に於て産出するを得る物品の必らず之れを殖民地より購求し決して外國より仰かざるへいと云ふことこれなり、

本國政治
家か如此
政略を以
て充分収
金し得べ
しと想像
せる所以

英國當時
の殖民地
の其實大
なる産業
の自由を
得たり

西英殖
民政略の
異點

以上の如き方便を以て貿易を爲すときの本國と領地との互有無相通ト物品を外國に仰くの必要なく唯々外國に輸出するの力を有するよより我國より輸出するときの必らず彼國より金銀を輸出するに相違なし果して然らば天下の金錢則ち當時の所謂富を英國に吸収すること決して難からずと信したるより斯る政略を採用せるなり、

英國當時の殖民政略は凡そ如斯其檢束の甚しき一見すれば頗る弊害あるに似たりと雖も其形を棄て、其實を採り其法律の表面を問はずして其實行如何を顧れ、英國當時の殖民地の之を西班牙の殖民地に比すれば重大なる産業の自由を得たり蓋し英國の西班牙の如く同しく其殖民地に外國貿易を禁じ足らざる敢て殖民地と殖民地との間に於ける貿易を妨げず只幾分の制限を立てたるに過ぎず而して此制限と雖も必ずしも實際に行はれたる事なけれはなり斯る相違ある

二國殖民
地盛衰の
別ある所
以

第二期殖
民の有様

四百九十四
か上に當時の西班牙の頗る壓抑を逞ふし殖民長官の如き帝王と甲
乙なき程の威權を握りて漫りに干渉を容れたるも英國政府と勉めて
自治を行ふを許したるを以て西班牙の殖民地の假令新世界の最も豊
饒なる地方を占め最も熱帯地方の諸産物に富み又大に金錢の産出に
富みたるにも拘りらす彼の有名なる移住民も終に此莫大なる豊土の
間に埋もれて自ら疲弊し復た勇て之を挽回するの働きを試むる能
さりしなり反之英國の移住民の漸次繁盛を致し遂に本國より獨立
して世界中の最強大國と比肩するに至れり、
因是觀之、殖民第一期の目的の要するに其宜しきを得たるものゝあ
らざるを知る可し、請ふ是れより第二期も移て其歴史を述へん、
既に言ふ如く西班牙と英吉利といふ大に殖民の事に關係したる邦國也
と雖も、西班牙の殖民地の夙に其勢力を損し英國をして獨り其事業

此期に獨
り英殖民
地を觀察
すれは足
る所以
米國革命
を以て此
期の始め
とせし理
由
殖民政略
の一變を
其理由第
一

を専らにせしめ是を以て第二期の殖民の専ら英國に於て論ずるを以
て足れりとす、而して余前段に於て殖民時代を分つに米國の革命戦争
を以て第二期の境界となせり、是れ抑々故あり、當時合衆國が大英國と
關係を絶つや、英國の民政略の忽然一變し、從來の放任主義を捨て、
全く干渉の主義を取るに至れり、今英國が如此、遽かに其政略を變
たる所由を釋するに、他なし英國の米國の殖民地に許すに自治の權を
以てせるを禍根と信したれなり、當時英國の政治家皆、抑々北
米利堅が僅々百五十年間に於て古今未曾有の速力を以て其人口を増
し、其富を殖したるの何に由るか、豈は英國の保護に依らざらんや、然る
に一たひ米國人民の其本國より租税を課せらるゝ及へり、既往の恩
誼を顧みず斷然其要求を拒絶し、此の寛大なる保護者に反き彼の獨立
を唱道せり、是れ必竟處置の寛大に失したるに由らすんや、

英國政治
家の見に出つ

其理由第二

罪囚殖民
の事起る

より寛大の政略を改むるにあらすん自餘の殖民地も相踵を叛かんと、是れ蓋し英國政府が殖民政略を一變したる第一理由なり、然れども又他に之か理由なきに非らず、即ち殖民地を以て罪囚を移すの處となせると是れなり、惟ふに罪囚を遠島僻隅に放流するの習慣は古來行はれたる所にして、英國に於ても米國革命戦争以前に早く已に他の歐洲諸國と共に此制あり、然れども當時に在ては未だ甚だ盛に行はれざりし例へは麻リイランドの當時罪囚放置の地なりしと雖も其尋常人民との比例は百と二の如きに過ぎざりしか如し、然るに英國の革命戦争の爲めに大に其屬地を失ひ爲めに罪囚放流の地に乏しきを告げたるのみならず、一方に於ては國內に罪囚非常に多きを加へたれは復た本國に於て此等の惡徒を入るべきの牢獄なきは苦めり、於是乎罪囚殖民の事起れり、是れ一は從來米國に放置せる罪囚を他へ移

罪囚殖民の末全く罪餘の惡徒を以て一社會を成すを見るに至る

第二期殖民政略の結

すの必要なるを、一は罪囚を利用して殖民開拓の事に従ひ、いめんか爲めなり、如此にして彼の千七百八十二年の巴里條約に於て米國の獨立を承認せられたるより凡そ六年の後ち即ち千七百八十八年新サウスウエルズに於て始めて純然たる罪囚殖民地を見るに至れり、然るに此地に於て數年を経るの後ち一の奇異なる現象を發見せり、即ち全く罪餘の徒を以て組織せる一社會を顯出するに至りたるは是れなり、此等の兇惡犖猛なる徒若くは其子孫より組成せる社會を遇すると豈に尋常温和の主義を以てす可けんや、是れ英國が千七百九十四年に至り、植民局を中央政府内よ置き、復た殖民地に自治の權を與へず、専ら壓抑干渉の主義に據て之を支配するの傾向を示したる第二の理由なりとす、今第二期殖民政略の結果を按ずるに、此時代に在ては前述の如く罪囚殖民の事盛んに行はれ足か爲め、何れの殖民地も犖惡不逞の徒の巢

窟となり之か爲めに昔時の英國中の名門大家富者識者と呼べる者皆を擧て殖民事業に熱心し萬里の波濤を踏み破て萬一を僥倖せんとするの勢なりしに引換へ最早良民の此等兇惡の徒と伍列するを嫌ひ逐も何人も殖民の事に熱心するものなきに至れり加之政府は米國の生命を憤り到る處の殖民地に壓制を極めたれハ益々人民をして殖民を卑下するに至らしめたり第二期殖民の有様如斯し其政策の得失該事業の衰頽以て觀るへし請ふ是れより第三期に移らん

第三期殖民の有様

殖民協會の設立を以て第三期の終りとす
殖民協會の沿革

第一期は米國革命戦争を以て之か終局と爲せり第二期の終局ハ何を以て之に充つへきや吾人の彼の殖民協會の設立を以て之に充つるの適當なるを信す是れ殖民上に於てハ米國の革命戦争よりも遙かに重大緊要なる一事件なりと雖も惜むへし世に甚た顯著ならず今ま殖民史を著りて有名なる彼の字キークフリード氏の記する所を按

保イトリ
氏罪四
殖民を論
す

するに殖民協會ハ一千八百三十年に創立せられたり而して當時該會員ハ皆な少壯有爲の人士より成立したるも甚た世に重せられず暫時にして一たハ解散せり然れども其主義の確實なると其會員の熱心なるとも依りて該會ハ一たハ解散せるも其主義は永く湮滅せず終に延て歐洲一般の輿論を惹起すに至れり該會や如斯一時中絶に属したれとも其後幾程もなく有たるなる學者有力者の大に社會に勢力を賛成を得逐たり其賛成者の一人にして最も著名なる人を論理學者保イトリ氏とす氏ハ一千八百三十二年に一書を著して大に罪囚殖民の弊害を論せり從來罪囚殖民の利を説くもの皆な曰く本國より罪惡の徒を一掃し去り而して勞力に乏しき殖民地に移して遺利を開發せしむるの利ありと氏ハ之を辨駁して曰く是れ甚た非なり何となれハ罪囚ハ現に惡業を働くも適當なる刑罰を蒙るとなく還て外國に移住せ

殖民の事
項の經濟學
上の問題
となる

真正の殖
民主義始
めて世に
出づ

殖民の起
因及び其
利益

一めて相當の活路を得せしむるときは、是れ豈に益々本國良民を驅て
罪惡を爲さしむるものにあらずや、又翻て殖民地に就て之を觀察する
に、良民の此等兇惡の徒に接近するか故に自然に其惡習に感染し終に
其群に入るもの多く、設令然らざるも常に此徒の兇暴に苦しめらるゝ
、**こゝ**甚しく遂に殖民を厭ふの念を生じ、到底殖民地の繁盛を致すの
見込なきに至らんと燎然たりと、其他該事業の萎微せるを憂ひ、**殖**民改革
家を以て自から任するの諸氏、續々興起し、力を極めて此事を論究し、其
當初の單に政治上の問題なりしを後に變じて専ら經濟學上の一問
題として論ずるに至れり、試み其最も有力なる人々を擧ぐれば、登レン
ス、字、#、ク、フ、ヒ、ー、カ、ド、武、ル、ベ、ル、毛、レ、ス、ウ、ヲ、ル、ス、等、是、れ、也、於、是、乎、始、め、て
真正の殖民主義世に顯はれたり、
抑々殖民の依て起る原因及び其利益の經濟學上、資本と勞力の分配法

殖民の利
始めに世
に明かな

則に基きものにして、其本國に於て餘りあるの資本と勞力とを以て
新開外國に用ひ、二者の欠乏を補充せしむるものなり、一時世論或は之
を非難して曰く、一國に肝要なる資本と勞力とを外國に向て移轉せし
めて止まるときは、本國の富の終に去りて國外に奪はるゝに至らん
と、是れ大なる妄想にして、英國の一大殖民地なる米國獨立の結果を觀
て明に其然らざるを証するに足るべし、試に思へ、若し當時英人にして
北米に向て殖民を爲さざらば、英國の果して現今の有様より若
大なるの人口を有し、若干大なる富を致したりとすべきか、又試に思ふ
べし、英國か今日の如き繁榮を致したる、又た工業製作の盛大を致した
る要する所の元資の單に本國之れを辨したるか、其土地の狹隘なる到
底各殖民地より百般の素品を仰ぎ有無互に通ずるに非ずんば、豈に
其能く如斯く世界の最大商業國となるを得んや、於是乎、殖民の利益始

殖民の方
法如何

めて世に明かなり次に起るべき問題の其方法如何に在り乃ち殖民改
革家諸氏の左の四要點を接出したり、

其改良の
四要點

- (第一) 新殖民地の土地の從來の如く自由に之を與へず相當の價を
定めて賣渡すべし、
 - (第二) 土地賣却代價の貧民の移住を補助する爲め之を使用すべし、
 - (第三) 貧民移住者の補助の濫り又與ふべからず其年齢健康道德等
を精査して能く殖民地の必要に應じ得べきものに限り補給
すべし、
 - (第四) 新殖民地にの時宜を謀り自治を許す可し、
- 右の四點の最も肝要にして且最も道理ある方法なり但し當初の多
少の反對論者もありたるとなれども到底邪説の正論に打勝つと能
ずして漸次に勢援を得今日に及んで殆んど全歐洲の輿論となれり、

新殖民策
の第一着

去れば當時の改革家の銳意必らず此方法を實地に試みんと欲し先づ
第一着手として當時有名政治家虞レ一侯に説き此策を實行せしめ
たり侯か宰相たる未だ一年ならざるに即ち此策を實行せんとし從來
自由に與へたる土地の相當の代價を以て買取せしむると改め而し
て新サウスウエールズ及び婆ンジエーメン等の殖民地に移住せんと
する者に其賣上代金を以て相當の補助を給すると爲したり是れ
改革殖民主義の實地に採用せられたるの第一となす次に呂ッセル侯
か殖民局の支配たるや殖民委員なる者を設け専ら改革家の方策を實
施せんと試みたるを以て其第二とす此二侯か爲す所固より其功績鮮
なきに非るも改革家の未だ以て満足する能はざりし蓋し從來の殖民
地の既に述べたる如く處として罪惡の徒の巢窟ならざるが故に改良
の目的を充分に貫徹すること甚だ覺束なきを感したればなり於是更

南嶼に於て始めて純料なる新主義の創

再たひ殖民の氣運を挽回す

に新たに一高民地を開きて十分に其主義を施行し果して改良の目的を達し得べきや否やを實驗せんことを企望せり乃ち南部嶼ストリヤに於て其適當なる地を發見し茲に全く新主義に依て殖民の業を創めたるの實に一千八百三十六年に在り

殖民改革家か一たび南嶼に於て新主義の殖民地を創建せるより此の殖民の新主義改良の新案の愈々革固なる地歩を占むるに至れり爾來各所に此主義を持して起つ者續々として輩出したるを見る即ち千八百三十七年に佛ランシス、バア、リリング氏の會長たる新シエーランド協會の起るあり又千八百四十六年に禮リントン及び稱ルン等の殖民あり其後幾許もなく加ンデルバリ及び於ダカヴ等の地に於て各新殖民地の創建を見る如斯にして千八百三十年頃まで、殖民地といふ云へば悉く惡徒若くは無頼人民の集合地の如き感想を一般の人心

英國の殖民の對策

に與へたりしもの其後僅かに五年を出てさるに早くも英國上等社會の人々の熱心此事に従ふの氣運を養成し二十年を出さる間既に數多の新殖民地を地球上に觀るに至れり而して此新主義中最も有益なるものを殖民地に自治の權を許したるの一事とす既に述べたる如く千七百九十四年より千八百三十年頃に至るまでの孰れの殖民地も皆な殖民局の直轄を受けたり尤も殖民各地に於て各々其憲法を建立するの權を許したりと雖も是れ有名無實よりして百般の施政盡く本國政府特撰の吏員の司とる所なりき然るに千八百四十六年に至て始めて加拿太地方に其自治の權を許したるより自治の制度の一般も各殖民地に波及するに至れり因是觀之英國の殖民地に對する政略の其主義目的に於て中頃一たび其方向を誤りたりと雖も遂に其舊に復し今日の隆盛を觀るに至れり

の政略

特別保護
政略を可
合とする場

所在地
果の人民
治の自
ありの氣力

瞭なるもの、如し然れば則ち其本國との關係の可成干涉を省き勉めて關係を薄くするの方向を取るを要するの理亦自ら明かなるべし但其殖民地より不得已場合に在りて特に保護を仰かんとを請ふとき、本國政府に於て適宜其依頼に應ずべきものとす然れども是れ不得已特別の場合に限り若し殖民地人民が自ら進んで自治せんと欲するあらば何時にても速かに猶豫なく自治の制を布くこと最も穩當合理的處置たるべし

今や翻て所在殖民地の人民の果して自治の氣力ありや否やを觀察するに實は處として此氣力盛ならざるのなき加之競ふて之が實施を望まざるなきなり彼の加拿太の如き其六大殖民地相聯合の自治の憲法を建て皆な本國政府の關係を去りて自ら萬般の内治を行はんと企圖せるが如き又た南境殖民地人民の如きも熱心之れを倣はんと欲し

劣等屬國に對する政略の到

如斯屬國を永く保持せんと欲せし直接に本國中央政府に於て之を管轄するか若くは中央政府の代表者たる一種の小政府を屬國に置き之を管理せしむるか二者其一を擇むる可らず要之本國政府此等屬國に對する政略の到底干涉主義たるを免れざるものとす蓋し干

底涉干主義免れざるを政府の屬國に對し常に善良なる君主を與ふるの責あり

曖昧

涉主義の施政の時に依り國利民福を増進し其安寧を保維するに必要有益なる場合あり即ち其人民未だ濛昧にして治者獨り進歩せるの場合例へば英國の印度に於けるか如き是れなり如斯場合も在ては人民其制度の自由ならんより轉る專制の君主の善良なる者を獲んとを望むものなり左れば如此の屬國に對し其本國政府の終始善良なる君主を與ふるの責ありと謂ふべし然り本國政府の實に此重大なる責を荷ふものなり然れども始終善良なる君主を擧げて其人民を安せしむることを得べきや是れ至難の問題なるが如しと雖も如此關係に在ては却て其甚た難からざるを知るなり何ぞや必ず之を其屬國人民中より撰擇せんとせば我れ到底其能くし難きを知ると雖も其開明の度優かに相異なる本國人民中より適當の方法を以て之か適任の人を推撰するとの決して至難の業にあらざる可ればなり是れ或は容易に

逆

征服國に對する眞正の政略如何は當世の一大問題たり或人の屬國治案策

行はれざるべしと雖も抑も之を以て此に對するの主眼と爲さずして、他は據て以て屬國を治めんとする者は是れ眞實に人の國を理めんとするの政治家に非ずして所謂豺狼無饜の國賊と謂はん耳方今宇内の形勢を察するに、所謂弱肉強食の狀態にして到底弱小の邦土の強大の邦國の吞噬を免れざるもの、如し然り而して此の強大の國が弱小の諸國を征服して果して如何なる施政の主義を採りて之に對すれり可なるや、即ち其國利民福を増進し其國の開進を望むもの如何なる政略を以て之に臨むべきや、是れ蓋し當世の一大問題たるべし、意ふに各國能く自ら其國を理するを知るも未だ能く他國を治むるの道を知らざる也、論者或り曰く若し夫れ印度の人民にして自ら理するの道を知らすんば宜しく英國より一の顯官を派遣し之を治めしむべし、而して其弄權暴横ならんことを防かん爲めに英國々會に對して

其不策なるを辨す

責任を負ひしむべし、如斯すれり彼れ如何に強大の權力を握ると雖も本國の國會の勢力を憚りて決して暴横なる能はざるべし、是れ本國々會(即ち輿論)の大勢力を其屬國に轉用して以て其安寧幸福を謀るべしなり、屬國治安の名策此外も出てざるべしと然れども惟ふに此策是ならず請ふ之を辨せん、**所の**策を**未だ**前段に述べたる或人の屬國治安の策たるや、一見すれり甚だ單純にして、且行ひ易きか如しと雖も、熟々其實情如何を顧るに蓋し是れ其最も不策なるもの、とす、何爲れ、其目的を達するを得んや、抑々一國人民に責任を負ふて其自國人民を支配せると、本國人民に責任を荷ふて他國人民を支配するとの大に其趣を異にし、彼れに於て頗る勢力あるの責任主義も此に於て寸毫の効力なきの場合なきにあらず、例へば英國人民が自ら黜陟の權を掌握して以て英國の治者を撰ぶとき、或る

治者をして被治者即ち英國人民を虐待する能はざらむるを得へ
 と雖も若し夫れ英國人か英國人民も責任を帯ひて反て印度人民に
 の無責任なるの政治を施したらんには我れ印度の人民の決して安心
 する能はざるを知るなり我又治者の必ずしも被治者たる印度人民を
 虐待せざるを信する能はざるなり蓋し治者たるへき少數英人の抑壓
 の或は之に依て免るゝを得へしと雖も到底二千萬の英國人民の抑
 壓の免るゝを得へからざるなり換言すれば印度の支配人の特り英國
 に對して責任あるか故に英國人民の意思に従て或は其行爲を左右す
 へしと雖も印度人民に對しては全く無責任なるか故に若し一朝英
 國人民と印度人民と互に其利害を異にするか如き場合あらは印度
 支配人の必らず英を先にして印度を後にすへし是れ人情に於て免れ
 ざるの數なり因是觀之或人の國會責任論の決して印度治安の良策と

屬國支配人の國權

爾ふへからざる也到應之に據て以て英國か終始印度人民に善良の君
 主を與ふるの目的を達する能はざるや甚た明かなり。

其一

抑も外國人か他國人民を支配するに實に難し設令慣習風俗思想に於
 て兩者の間大差なきも其感情に於て各相同しからざるものあり況ん
 や慣習風俗より思想に至るまで全く相反するの他國に臨み甘く其治
 平を得んと是豈も最も難しとする所ならずや治者たる實に容易なら
 すと雖も外來の身を以て他國の治者たるに殊に至難あるへし蓋し
 (第一)の困難は其國の風俗民情を詳知せざるに在り民情風俗を詳かに
 せずして焉んそ良政を施すを得んや故に外來の治者たるもの先づ
 第一に務むべきは其國の風俗民情を詳にするに在り(第二)の困難は他
 國人たるか故に猜疑の念を抱くに在り被治者たるもの始めより猜疑
 の念を以て其治者を選す治者たるもの如何に善良の目的を以て政を

其二

此等困難を避くるの一策

琢

施すも豈に眞に國利民福を謀るものと思はんや其爲す所悉く是れ私利を營み他國に益するものと疑ふべきの蓋し人情に於て免れざる所なり惟ふに此等の困難を避くるに最も難しと雖も其一策の士人中より稍々才幹ある者を撰抜して之を以て政務に參せしめ漸次に其腦力を琢磨し事務を熟練せしめ終に之を要路に擧用し一に以て其風を民情を詳にするの便宜を得て一には以て人民の猜疑を薄んずるの媒介たらしめんと蓋し大に利あるもの如し凡そ一國人民擧て自ら支配するといふ爲し難きの業にあらず然れども一國の人民擧て他國を支配するに恰かも我を視るか如く公平なる政を施さんと我れ其到底能く難きを知る而れども假りに公平の人民のみを以て組成せる本國ありとせし或は其屬國に對するにも亦公平なる政治を施すを得べきか如しと雖も尙ほ其國に適當なる政治

於スチング氏の政略に於て許す可らず

彼此事情の異なる最も甚しき宗教上の感情と爲す

を布かんとし決して爲し能はざるの業なるへし何となれは英國人民能く英國人民の事情を知るか故に英國に適當なる政を爲し能ふへしと雖も英國人民の多數の決して印度人民の事情を熟知する能はざるか故なり然れども若し夫れ往時於スチング氏か印度に對するか如く専ら英國の利益を謀て印度の政を爲すを許せば英國人民擧て之に當るも決して難きはならず然れども是れ今日に於て許すべからざるの略にして今日の印度人民の福利を増進し其國を開明の域に進ましめんか爲めに政治を施すに在れば其事情を詳にせる英國人民か擧て之に當るも豈に何爲れる其宜しきを得へけんや彼此事情の最も相異なるもの宗教上の感情と爲す視よ英國人は頻りに邪蘇教義を弘布し以て印度人舊來の迷信を破らんとするも印度人の頗る釋教に熱心なるか故に邪蘇教徒を見ると恰かも蛇蝎の如く到底感化の効

宗 教の進歩の智識の伴ふ

を觀る能はざるか如き感あるのみならず却て大に之に抗抵するの色
あるにあらすや抑々宗教の進歩の人民智識の進歩に伴ふべきものに
いて一朝にして古來の迷信を破らんとするも能はざる所なり唯
當に先づ智識を進歩漸次信仰の改良に移るべきの之然らずして徒
らに宗教改革に熱心するも到底寸効を觀ざるのみならず施政上も
大害を來さんとするの憂あり其他法律に族制に農工商業に一として
其趣を異にせざるものなきに其体面の依然として舊態を存するを見
れば擧て以て治者其人の不熱心怠惰と爲し本國人民の責むるに其職
を盡さざるものとなり事毎に之を彈劾せんとす豈に過らざらんや欲
するも得可けんや蓋し英國人民の其百般文明の思想を以て一概に之
を未開なる印度人民の心裡に印せんと試むるものなり否な其事情を
知らずして不適當なる政治を強はんとするものなり此等の非理不策

深く英國人民が其實情を審て印度に對するの非理なるを辨す

裁判上偏頗に陥へり易きの

たるの夙に在印度英人の經驗して明にする所なりと雖も本國人民
の之を知らず若し商當の人物を獲るあらば一朝にして第二の英國を
印度に建立せんとするの如し嗚呼如此の人民の制肘する所と爲ら
ば如何なる良政治家の雖も豈に能く之を理め得へけんや
一國人民をして擧て他國人民を支配せしむるの制度たる右の外尙ほ
裁判上の偏頗に陥へり易きの弊あるを觀る抑々片言以て訴を定むる

属國を治むる至當の方策

以上開陳 來るか如き理由あるか故に英國の印度に於けるか如き第一
二種の属國に對するに英國人民か自國を治むる如く人民舉て之に
從ふ可らず宜しく善良なる支配人を本國人民中より舉て之に全權を
委し永久之を支配せしむ可し如斯すれば一事情を知らざる本國人
民より制肘せらるゝの不安なく且之を終身官となすときは本國輿論
の爲めに敢て屢々動搖せらるゝの患を免かる可く一該地人民の事
情を詳かにするの便を得て適當の政治を行ふを得可し蓋し如此き委
員を派遣して印度を理せしめんと昔時曾て一度行はれたりしか漸次

政

其改策を變更して英國人民をして印度の内治に干涉せしむるの傾向
益々甚しきに赴くを觀る是れ豈も策の得たるものならん哉是れ人の
印度人民の爲めに深く悲む可く一は英國の爲め頗る惜む可き事と
謂はざるへからちる也

全体の約論

余は上來既に本國政府か殖民地及び征服國に對し如何なる主義に依
りて政治を施行す可き乎其利害得失如何を詳論し了せり因て今便宜
の爲め茲に簡言以て之か總括の勞を取る可し即ち本國と属國との關
係は左の如く約言するを得可し

(第一) 本國の殖民地及び第一種の征服國に對する政略と其内治に
干涉せしむるの寧ろ其自治に任す可し但し殖民地に對して
は若し人民未だ自治の制を欲せずして本國政府の干涉を保
護を乞ふの場合のみ且らく施すに保護の政策を以てす可し

然るに一朝本國の保護を脱して進んで自治せんと欲するに至らぬ速に之を許す可き勿論たる可し、

(第二) 第二種の征服國に對するに其國情、民俗を知らざる本國の人民をして其國會の媒介に依りて不適當なる支配を爲さしめんよりの寧ろ政黨の軋轢の爲めに動搖せられざる永久官を派遣し之に全權を委して便宜施政を爲さしむ可し。

政治原論下卷終

謹啓益々御清穡奉頌仰陳者去
弊社ニ於テ市制特例廢止ニ付政談演說會
相開候節ハ非常ノ御盡カヲ辱シ兩日共望
外ノ盛況ヲ呈シ候段弊社ノ光榮不過之候
必竟貴下御贊助ノ然ラシムル所ト社中一
同感佩罷在候先ハ不取敢御禮申上度草々
如此ニ御座候頓首

廿六年十一月廿三日

日就社

殿

著者用